

南那須町・烏山町合併協議会

第3回会議資料



平成16年12月3日（金）

【目次】

(1)	協議事項	[P1 ~ P88]
協議第 3 号の 2	新市建設計画に関することについて (協定項目 2 6)	P 1 ~
協議第 1 3 号	特別職の身分の取扱いについて (協定項目 1 1)	P 2 ~
協議第 1 4 号	条例、規則等の取扱いについて (協定項目 1 2)	P 16 ~
協議第 1 5 号	事務組織及び機構の取扱いについて (協定項目 1 3)	P 20 ~
協議第 1 6 号	一部事務組合等の取扱いについて (協定項目 1 4)	P 25 ~
協議第 1 7 号	使用料、手数料等の取扱いについて (協定項目 1 5)	P 32 ~
協議第 1 8 号	公共的団体等の取扱いについて (協定項目 1 6)	P 57 ~
協議第 1 9 号	補助金、交付金等の取扱いについて (協定項目 1 7)	P 63 ~
協議第 2 0 号	慣行の取扱いについて (協定項目 1 9)	P 68 ~
協議第 2 1 号	国民健康保険事業の取扱いについて (協定項目 2 0)	P 72 ~
協議第 2 2 号	介護保険事業の取扱いについて (協定項目 2 1)	P 79 ~
協議第 2 3 号	消防団の取扱いについて (協定項目 2 2)	P 85 ~

第3回南那須町・烏山町合併協議会会議次第

日 時 平成16年12月3日(金)
午後1時30分から
場 所 南那須町保健福祉センター

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第3号の2	新市建設計画に関することについて(協定項目26)
協議第13号	特別職の身分の取扱いについて(協定項目11)
協議第14号	条例、規則等の取扱いについて(協定項目12)
協議第15号	事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目13)
協議第16号	一部事務組合等の取扱いについて(協定項目14)
協議第17号	使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目15)
協議第18号	公共的団体等の取扱いについて(協定項目16)
協議第19号	補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目17)
協議第20号	慣行の取扱いについて(協定項目19)
協議第21号	国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目20)
協議第22号	介護保険事業の取扱いについて(協定項目21)
協議第23号	消防団の取扱いについて(協定項目22)

(2) その他

4 その他

5 閉 会

次回第4回協議会は、烏山商工会館で平成16年12月24日(金)午後1時30分から行います。

協議第3号の2

新市建設計画に関することについて（協定項目26）

新市建設計画に関することについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

新市建設計画に関することについては、別添「新市建設計画（素案）」を基本とし、協議会で策定するものとする。

平成16年11月5日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大谷 範 雄

特別職の身分の取扱いについて（協定項目 1 1）

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

- 1．特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。
 - (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (4) 農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
- 2．審議会等については、2町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。
- 3．その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、新たに設置するものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 総務 分科会名 人事組織

協議事項	1 1 特別職の身分の取扱い	関連項目
調整の方針	<p>1. 特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>(4) 農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>2. 審議会等については、2町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。</p> <p>3. その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、新たに設置するものとする。</p>	

区分	現況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
常勤の特別職	【町長】 1. 任期 平成13年10月21日～平成17年10月20日 2. 給料 月額 715,000円	【町長】 1. 任期 平成14年4月26日～平成18年4月25日 2. 給料 月額 725,000円	市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
	【助役】 1. 任期 平成14年4月1日～平成18年3月31日 2. 給料 月額 580,000円	【助役】 1. 任期 平成14年7月10日～平成18年7月9日 2. 給料 月額 590,000円	
	【収入役】 1. 任期 平成14年4月1日～平成18年3月31日 2. 給料 月額 550,000円	【収入役】 1. 任期 平成14年9月17日～平成18年9月16日 2. 給料 月額 570,000円	
	【教育長】 1. 任期 平成15年4月1日～平成18年9月30日 2. 給料 月額 520,000円	【教育長】 1. 任期 平成14年10月30日～平成18年10月29日 2. 給料 月額 525,000円	
議会の議員	1. 任期 平成15年4月30日～平成19年4月29日 2. 報酬 議長 月額 335,000円 副議長 月額 265,000円 議員 月額 235,000円	1. 任期 平成15年4月30日～平成19年4月29日 2. 報酬 議長 月額 330,000円 副議長 月額 255,000円 議員 月額 225,000円	議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。なお、定数及び任期の取扱いについては、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」(協定項目6)で別に協議する。

区 分		現 況						調整の具体的内容	
		南那須町			烏山町				
委員会等名		人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額	<p>教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。なお、定数及び任期の取扱いについては、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」（協定項目7）で別に協議する。</p> <p>審議会等については、2町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。</p>	
行政委員会の委員	教育委員会 (教育長除く。)	委員長	1人	4年	年165,000円	1人	4年		年161,000円
		職務代理者	1人	4年	年155,000円				
		委員	2人	4年	年155,000円	3人	4年		年140,000円
	選挙管理委員会	委員長	1人	4年	年85,000円	1人	4年		年70,000円
		委員	3人	4年	年70,000円	3人	4年		年60,000円
	監査委員	学識選出	1人	4年	年235,000円	1人	4年		年225,000円
		議員選出	1人	任期中	年187,000円	1人	任期中		年185,000円
	固定資産評価 審査委員会	委員長	1人	1年	年12,000円	1人	1年		年12,000円
		委員	2人	3年	年12,000円	2人	3年		年12,000円
	農業委員会	会長	1人	3年	年255,000円	1人	3年		年240,000円
		職務代理者	1人	3年	年215,000円	1人	3年		年200,000円
		委員	20人	3年	年200,000円	22人	3年		年180,000円
	審議会等の委員	情報公開審査 委員会委員	弁護士				1人		2年
			その他				3人	2年	日4,000円
特別職報酬等審議会委員		6人	なし	回5,000円	6人	なし	日4,000円		
公務災害補償等認定委員会委員		5人	3年	日5,000円	5人	なし	日4,000円		
公務災害補償等審査会委員					5人	なし	日4,000円		
賞じゅつ等審査委員会委員		6人	なし	日5,000円					
消防委員会委員		10人	2年	日5,000円	16人	2年	日4,000円		
水防協議会委員	22人	2年	年5,000円	22人	2年	年5,000円			

区 分	現 況						調整の具体的内容
	南那須町			烏山町			
委員会等名	人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額	
振興計画審議会委員				20人	1年	日4,000円	
都市計画審議会委員	19人	3年	日5,000円	20人	2年	日4,000円	
産業開発審議会委員				13人	2年	日4,000円	
土地利用対策審議会委員	若干名	2年	日5,000円				
住居表示審議会委員				30人以内	2年	日4,000円	
国民健康保険 運営協議会 委員	1人	2年	年33,000円	1人	2年	年31,000円	
国民健康保険 運営協議会 職務代理者	1人	2年	年30,000円	1人	2年	年27,000円	
国民健康保険 運営協議会 委員	7人	2年	年27,000円	10人	2年	年25,000円	
健康づくり 推進協議会 会長				1人	2年	日4,000円	
健康づくり 推進協議会 委員				19人	2年	日4,000円	
母子保健推進委員会委員	17人	2年	年8,400円				
環境審議会委員				20人	なし	日4,000円	
民生委員推薦 会委員							
民生委員推薦 会委員	14人	3年	日5,000円	14人	3年	日4,000円	
町営住宅入居者選考委員会委員	10人	2年	日5,000円	8人	2年	年10,000円	
地籍調査推進委員会委員				15人	なし	日4,000円	
文化財保護審議会委員	10人	2年	年21,000円	10人	2年	年15,000円	
図書館協議会委員	10人以内	2年	年5,000円	7人	2年	日4,000円	

審議会等の委員

区分	現況						調整の具体的内容	
	南那須町			烏山町				
委員会等名	人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額		
選挙	選挙長	1人	随時	回10,700円	1人	随時	回10,700円	その他の附属機関の委員等の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、新たに設置するものとする。
	投票管理者	10人	随時	日12,700円	18人	随時	日12,700円	
	期日前投票管理者	1人	随時	日11,200円	1人	随時	日11,200円	
	開票管理者	1人	随時	回10,700円	1人	随時	回10,700円	
	選挙立会人	3～10人	随時	回8,900円	3～10人	随時	回8,900円	
	投票立会人	2人以上	随時	日10,800円	2人以上	随時	日10,800円	
	期日前投票立会人	2人	随時	日9,600円	2人	随時	日9,600円	
	開票立会人	3～10人	随時	回8,900円	3～10人	随時	回8,900円	
交通指導員	4人	なし	月40,000円	6人	なし	月38,000円		
交通教育指導員	1人	なし	月125,000円	1人	なし	月138,800円		
行政区長	35人	1年	年190,000円以内					
消防団	団長	1人	2年	年160,000円	1人	2年	年130,000円	
	副団長	2人	2年	年110,000円	2人	2年	年90,000円	
	本部部長	4人	2年	年80,000円	4人	2年	年70,000円	
	分団長	10人	2年	年70,000円	7人	2年	年68,000円	
	副分団長	10人	2年	年50,000円	21人	2年	年50,000円	
	部長	23人	2年	年46,000円	21人	2年	年43,000円	
	班長	80人	2年	年35,000円	42人	2年	年30,000円	
	団員	231人	なし	年30,000円	230人	なし	年25,000円	
徴収嘱託員	2人	1年	月100,000円					
不法投棄監視員	4人	2年	月35,000円	8人	1年	月27,000円		
民生事業協力委員	会長(総務)	1人	3年	年70,000円	1人	3年	年66,000円	
	副会長(副総務)	2人	3年	年61,000円	4人	3年	年58,000円	
	委員	27人	3年	年59,000円	42人	3年	年55,000円	

区 分	現 況						調整の具体的内容
	南那須町			烏山町			
委員会等名	人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額	
保育所嘱託医	年120,000円 + (300円/児童1人) × 児童数 × 2回						
保育所嘱託歯科医	年120,000円 + (300円/児童1人) × 児童数 × 2回						
保健委員	35人	1年	年36,000円以内				
幼稚園嘱託医	年120,000円 + (300円/園児1人) × 園児数			年120,000円 + (300円/園児1人) × 園児数			
幼稚園嘱託歯科医	年120,000円 + (300円/園児1人) × 園児数			年120,000円 + (300円/園児1人) × 園児数			
幼稚園薬剤師	1人	なし	年35,000円	1人	なし	年33,000円	
幼稚園長	1人	1年	月154,000円				
学校医	年120,000円 + (300円/生徒1人) × 生徒数			年120,000円 + (300円/生徒1人) × 生徒数			
学校歯科医	年120,000円 + (300円/生徒1人) × 生徒数			年120,000円 + (300円/生徒1人) × 生徒数			
学校薬剤師	学校規模により年33,000円 ~ 35,000円			学校規模により年33,000円 ~ 37,500円			
学校評議員	20人	1年	年5,000円	9人	なし	なし	
社会教育委員	20人以内	2年	年22,000円	20人	2年	年21,000円	
体育指導委員	12人以内	2年	年30,000円	12人	2年	年30,000円	
英語指導助手	0人	1年	月330,000円以内	1人	1年	月300,000円	
社会教育指導員	2人	1年	月100,000円	1人	1年	月81,000円	
公民館分館長(地区公民館長)	4人	2年	年59,000円	4人	2年	年50,000円	
青少年指導員	1人	2年	年22,000円	1人			
町医				2人	なし	年60,000円	
予防接種医	3人	なし	日20,000円	9人	なし	日20,000円	

その他の附属機関の委員等

関 係 法 令

地方公務員法【抜粋】（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法【抜粋】（昭和22年法律第67号）

（議会の設置）

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口二千未満の町村 十二人

二 人口二千以上五千未満の町村 十四人

三 人口五千以上一万未満の町村 十八人

四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人

五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人

六 人口五万以上十万未満の市 三十人

七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人

八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人

九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人

十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人

十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあては、九十六人）

3 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

4 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第七条第一項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（議員の任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（知事及び市町村長）

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条及び第二百五十九条の二の定めるところによる。

(副知事及び助役の設置)

第161条 都道府県に副知事一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(副知事及び助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第四十一条、第四十二条、第五十九条、第六十二条、第六十三条本文及び第六十四条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(専門委員)

第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門委員は、非常勤とする。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 公安委員会
- 二 地方労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当ては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項、第二項若しくは第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

8 第四十三條第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同一であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 委員及び補充員は、その選挙に関し第百十八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあつては二人とする。

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、三人である普通地方公共団体にあつては少なくともその二人以上は、二人である普通地方公共団体にあつては少なくともその一人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(職務・組織・設置)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(給料・旅費及び諸手当)

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当 災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法施行令【抜粋】 (昭和22年政令第16号)

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者を以てこれに充てるものとする。但し、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数があらたに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者を以てこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第一条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)の中から選任した者を以てこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第一条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、予め関係人にこれを通知しなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】（昭和31年法律第162号）

（組織）

第3条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会においては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会においては三人の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち三人以上（前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村においては、二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるように努めなければならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者の中から、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令【抜粋】（昭和31年政令第221号）

（最初の委員の選任等）

第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第四条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第五条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。
(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第十六条第二項の規定にかかわらず、最初に法第四条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第一項の規定により選任され委員の互選により当該委員(法第十二条第一項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。
(最初に任命される委員の任期)

第20条 市町村の設置後最初に法第四条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

地方税法【抜粋】 (昭和25年法律第226号)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

協議第 1 4 号

条例、規則等の取扱いについて（協定項目 1 2）

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

新市の条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの
- (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

		専門部会名	総務	分科会名	総務
協議事項	1 2 条例、規則等の取扱い	関連項目			
調整の方針	新市の条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に即時制定し、施行するもの (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの				
現 況				調整の具体的内容	
南那須町		烏山町			
例 規 集 に 登 載 さ れ て い る 条 例 等					
条 例	1 5 0	条 例	1 6 3	新設合併であるため、合併の日の前日に2町は廃止され、すべての条例、規則等は失効することとなる。このため、新市において必要な条例、規則等を制定しなければならない。	
規 則	1 4 8	規 則	1 5 4		
規程等	1 7 8	規程等	1 4 5		
計	4 7 6	計	4 6 2		
(平成16年4月1日現在)					

制定方法による分類

<p>専決 (即時)</p>	<p>1. 市の基本的事項に関するもの (1) 市役所の位置を定める条例 (2) 公告式条例等 2. 執行機関の組織に関するもの (1) 市の休日を定める条例 (2) 事務分掌条例等 3. 財政運営に関するもの (1) 財政状況の作成及び公表に関する条例 (2) 特別会計設置条例等 4. 住民福祉増進のための事務事業に関するもの (1) 公民館設置及び管理条例 (2) 福祉手当支給条例等 5. 使用料、手数料に関するもの (1) 手数料条例等</p>	<p>6. 市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの (1) 市税条例 (2) 国民健康保険条例 (3) 介護保険条例 7. 人事に関するもの (1) 公平委員会設置条例 (2) 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例等 (3) 職員の勤務時間、休憩等に関する条例等 8. 報酬、給与等に関するもの (1) 報酬及び費用弁償条例 (2) 特別職の職員の給与に関する条例 (3) 一般職の職員の給与に関する条例等</p>
<p>逐次</p>	<p>1. 条例議案の提案権が長にないもの(議会の組織、運営に関するもの) (1) 委員会条例 (2) 議会事務局条例 2. 表彰等 (1) 名誉市民条例 (2) 表彰条例</p>	<p>3. 慣行関係 (1) 市章、宣言等</p>
<p>暫定</p>	<p>協議会での協議結果により、当分の間、旧町の条例を当該地域に適用するとされたもの</p>	
<p>廃止</p>	<p>新市の例規として制度上必要のない例規</p>	

関 係 法 令

地方自治法【抜粋】（昭和22年法律第67号）

（条例の制定及び罰則の委任）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2及び3 略

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 略

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2及び3 略

地方自治法施行令【抜粋】（昭和22年政令第16号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）の内からその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2及び3 略

（条例・規則の暫定的施行）

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

協議第 1 5 号

事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目 1 3）

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

新市の組織及び機構の取扱いについては、次の事項を基本とし、合併時まで調整するものとする。

- (1) 住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織及び機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織及び機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織及び機構
- (4) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織及び機構
- (5) 簡素で効率的な組織及び機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織及び機構
- (7) 地方分権時代の各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織及び機構
- (8) 現有庁舎を有効活用できる組織及び機構

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

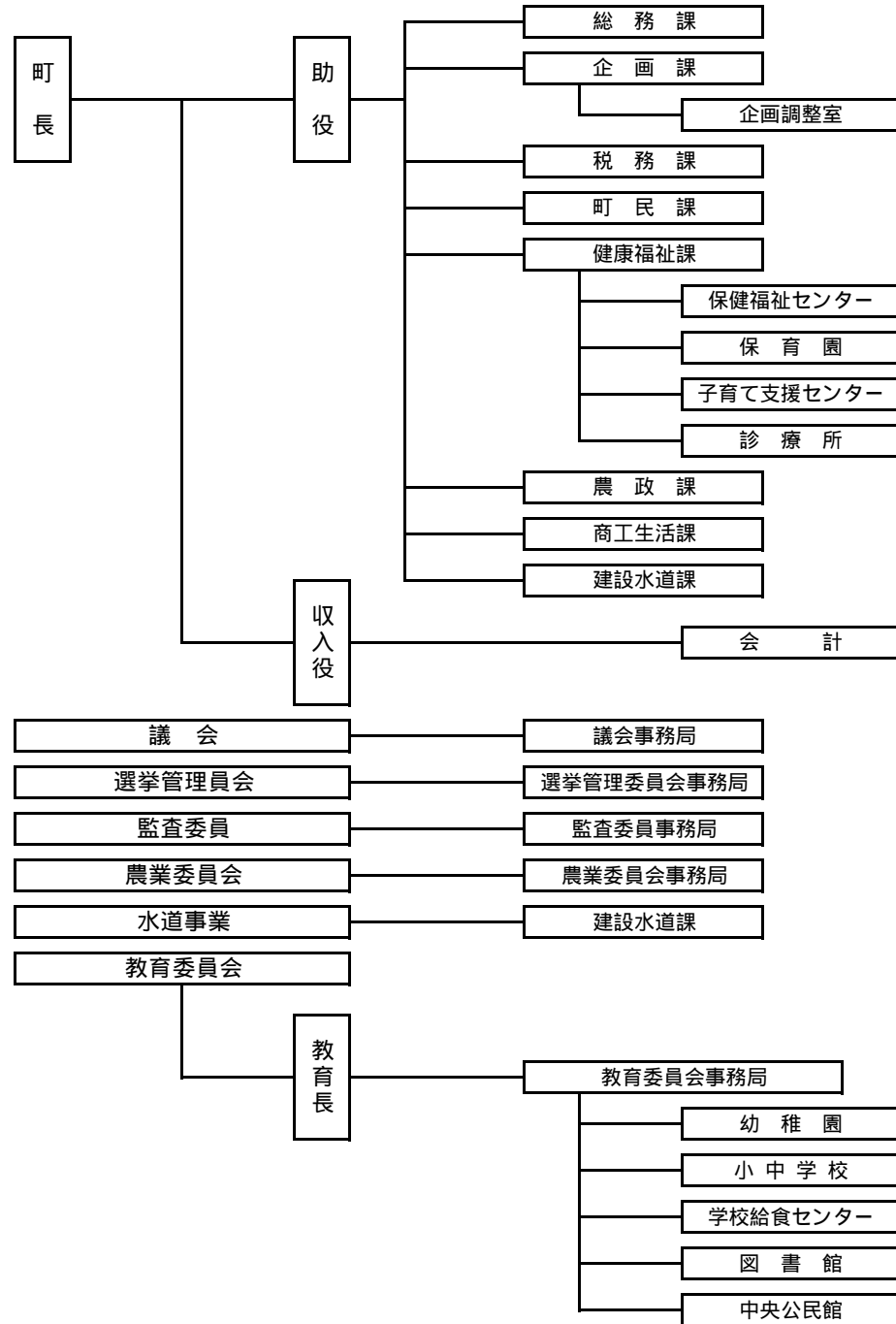
南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

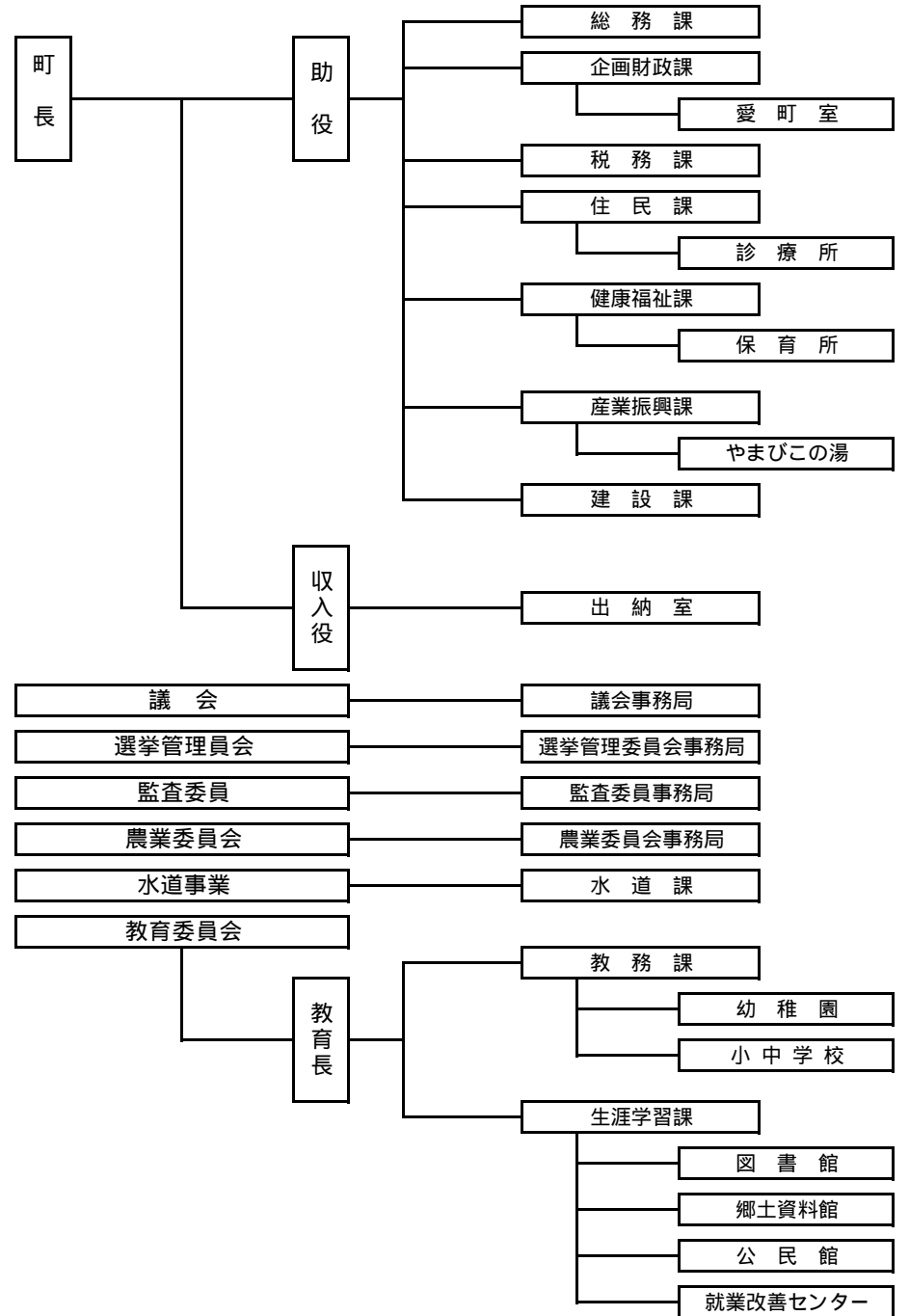
参考資料

		専門部会名	総務	分科会名	人事組織
協議事項	1 3 事務組織及び機構の取扱い		関連項目		
調整の方針	<p>新市の組織及び機構の取扱いについては、次の事項を基本とし、合併時までに調整するものとする。</p> <p>(1) 住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織及び機構 (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織及び機構 (3) 市民の声を適正に反映することができる組織及び機構 (4) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織及び機構 (5) 簡素で効率的な組織及び機構 (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織及び機構 (7) 地方分権時代の各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織及び機構 (8) 現有庁舎を有効活用できる組織及び機構</p>				
基本的な考え方	<p>1. 新市の事務を執行する当面の庁舎は、現在の南那須町役場及び烏山町役場とし、行政機能を振り分けて利用することを基本とし、現在の施設規模等を基準に適性に組織を配置するものとする。</p> <p>2. 行政機能を振り分けられた庁舎は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務及び管理事務を所掌するものとし、当面、従来の住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮した組織をそれぞれの庁舎に配置するものとする。</p> <p>3. 出先機関については、それぞれの関係部署直轄の機関とするものとする。</p> <p>4. 2町に設置されている行政委員会及び附属機関等については、実態を考慮して整備するものとする。</p>				
項目	現		況		調整の具体的内容
	南那須町		烏山町		
事務組織及び機構	<p>【平成16年4月1日現在】</p> <p>町長部局 105名 議会 3名 選挙管理委員会（兼務10名） 監査委員（兼務 3名） 教育委員会 34名 農業委員会（兼務 3名） 公営企業(水道事業) 3名 職員合計 145名</p> <p style="text-align: center;">組織図（別紙のとおり）</p>		<p>【平成16年4月1日現在】</p> <p>町長部局 133名 議会 3名 選挙管理委員会（兼務14名） 監査委員（兼務 3名） 教育委員会 50名 農業委員会（兼務 5名） 公営企業(水道事業) 5名 職員合計 191名</p> <p style="text-align: center;">組織図（別紙のとおり）</p>		

南那須町組織図【現況】

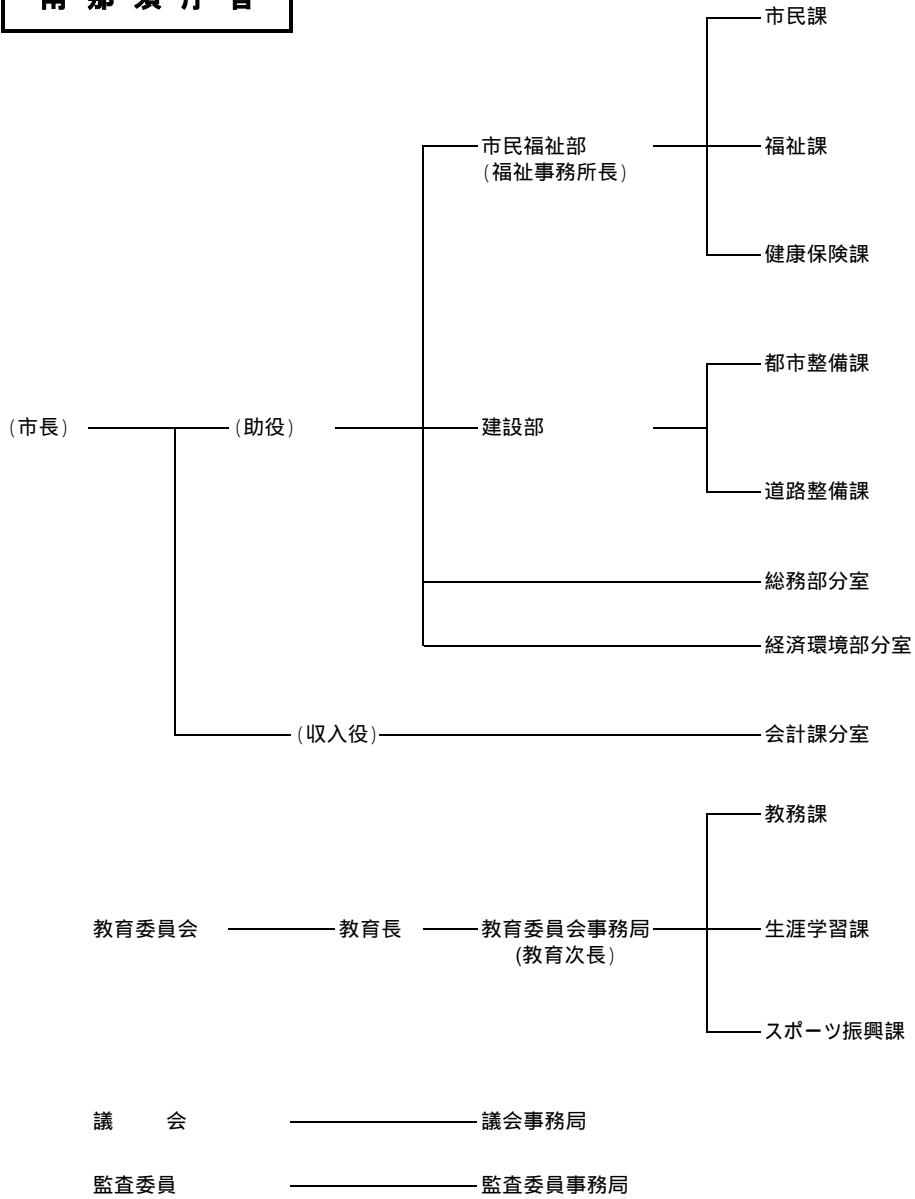


烏山町組織図【現況】

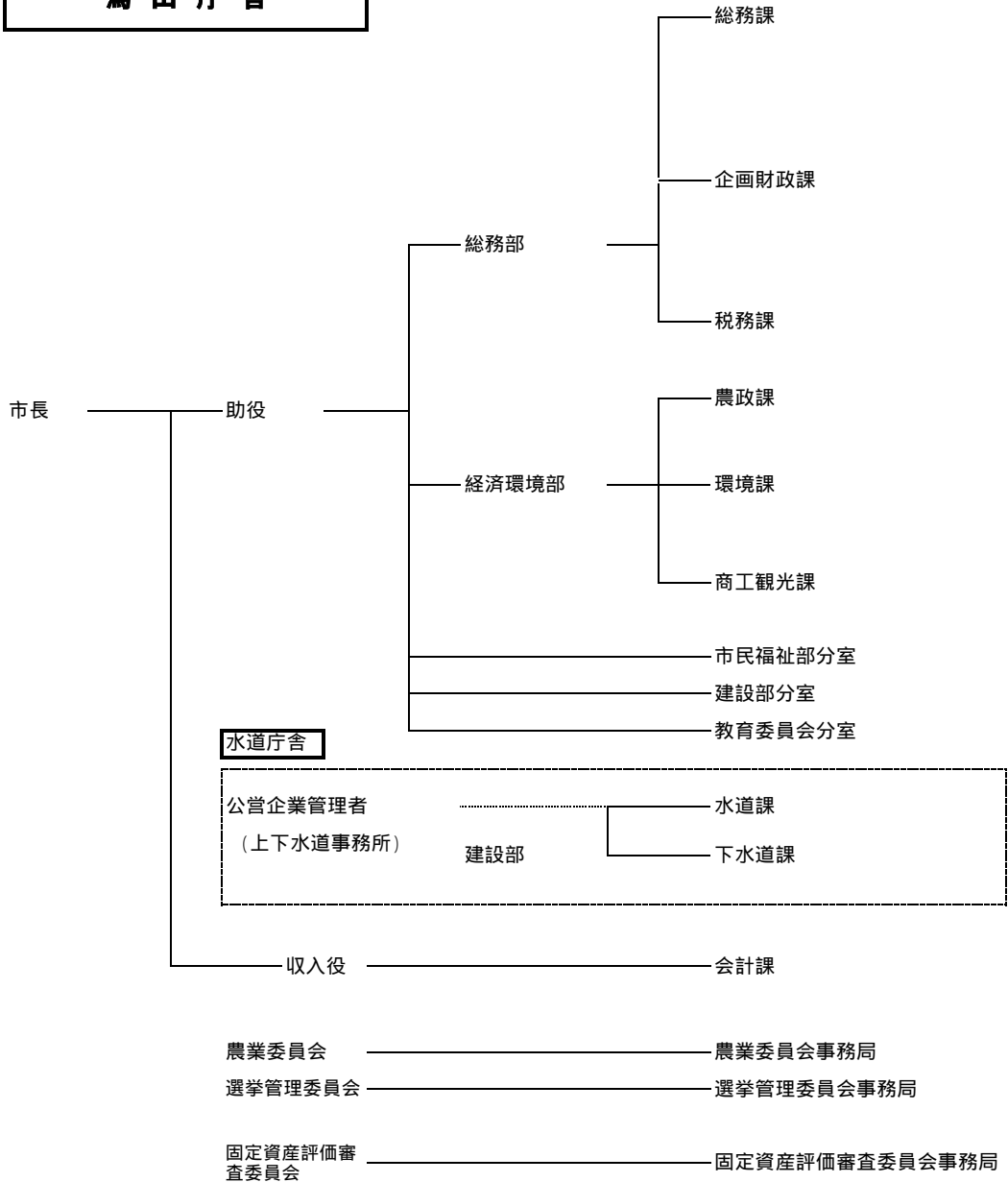


新市行政組織図【想定】

南那須庁舎



烏山庁舎



関 係 法 令

地方自治法【抜粋】（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 1～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16及び17 略

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 略

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 略

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関において、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 略

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（内部組織）

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 略

行政実例

支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであつて、その設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃しせずして支所とする場合等であり、したがつてその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするものである。（昭和23年11月20日）

支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたつて事務を掌る事務所を意味するのに対し、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向がなくてもすむ程度の簡易な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長という観念である。（昭和33年2月26日）

協議第 16 号

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 14）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

- 1 . 南那須地区広域行政事務組合、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- 2 . 財団法人南那須町自然休養村協会及び財団法人南那須町農業公社については、現行のとおりとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 企画他3 分科会名 企画調整他5

協議事項	14 一部事務組合等の取扱い	関連項目	
調整の方針	1. 南那須地区広域行政事務組合、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。 2. 財団法人南那須町自然休養村協会及び財団法人南那須町農業公社については、現行のとおりとする。		

事務事業	現 況	調整の具体的内容
一部事務組合	<p>【南那須地区広域行政事務組合】</p> <p>1. 事務所の位置 烏山町大字大桶872番地</p> <p>2. 事務所の名称 南那須地区広域行政センター</p> <p>3. 設立の年月日 昭和47年4月1日</p> <p>4. 構成町 4町（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）</p> <p>5. 共同処理事務</p> <p>(1) し尿の収集、運搬、処分及び委託に関する事務並びにし尿処理施設の維持管理に関する事務</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業（し尿取扱業）の許可及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務</p> <p>(3) 共同ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務</p> <p>(4) 南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(5) 准看護学校の設置及び管理に関する事務。ただし、運営は社団法人南那須医師会に委託</p> <p>(6) 医療法に基づく病院の開設及び管理運営に関する事務</p> <p>(7) 救急医療対策事業のうち在宅当番医制事業及び病院群輪番制病院運営事業の実施に関する事務</p> <p>(8) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び管理運営、並びに介護認定審査会に対する審査及び判定の依頼に関する事務</p> <p>(9) 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）</p> <p>(10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務</p> <p>(11) 教育センター設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(12) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(13) 学校における教育課程、学習指導、進路指導その他専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(15) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(16) 心身障害児の心身の故障の種類、程度等の判断に関すること。</p> <p>(17) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>(18) 社会教育における関係町の区域にわたる講演会、講習会その他社会教育のため集会の開催に関する援助及びその奨励に関すること。</p> <p>(19) 社会教育における関係町の区域にわたる芸術、文化、体育、スポーツその他社会教育に関する諸団体の援助及びその奨励に関すること。</p> <p>(20) 社会教育における情報の交換及び関係町の区域に共通な調査研究に関すること。</p> <p>6. 構成町の負担 別紙のとおり</p>	<p>南那須地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>

事務事業	現況	調整の具体的内容
	<p>【栃木県市町村消防災害補償等組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和28年3月25日</p> <p>3. 構成 栃木県内全市町村</p> <p>4. 共同処理事務 (1)非常勤消防団員に係る損害補償事務 (2)消防法第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力したものに係る損害賠償事務 (3)水防法第6条の2第1項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害賠償事務 (4)水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害賠償事務 (5)災害対策基本法第84条第1項の規定による応急処置の業務に従事した者に係る損害賠償事務 (6)消防組織法第15条の8の規定による退職報償金の支給事務 (7)消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第3条の規定に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金との契約の締結事務</p>	<p>栃木県市町村消防災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
一部事務	<p>【栃木県町村議会議員公務災害補償等組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和43年11月1日</p> <p>3. 構成 栃木県内町村等</p> <p>4. 共同処理事務 組合加入町村の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対し補償事務</p>	<p>栃木県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
組合	<p>【栃木県市町村職員退職手当組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和39年7月1日</p> <p>3. 構成 45市町村及び24の一部事務組合</p> <p>4. 共同処理事務 市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務</p>	<p>栃木県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
	<p>【栃木県自治会館管理組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和50年1月16日</p> <p>3. 構成 栃木県内市町村</p> <p>4. 共同処理事務 栃木県自治会館の管理及び運営</p> <p>5. 備考 栃木県自治会館は、管理組合が基金と自治会館の使用料により運営している。</p>	<p>栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>

事務事業	現況	調整の具体的内容
	<p>【財団法人 南那須町自然休養村協会】</p> <p>1. 事務所の位置 南那須町内</p> <p>2. 設立の年月日 昭和50年4月1日</p> <p>3. 役員 11名</p> <p>4. 基本財産 5,000,000円(うち町出資額 5,000,000円)</p> <p>5. 事業 (1)一般事業 自然環境の保全及び活用に関する事業 町有等自然休養村施設の管理運営に関する事業 自然休養村資源の開発利用に関する事業 観光農業者の育成に関する事業 自然休養村余暇施設の設置及び管理運営に関する事業 自然休養村の啓蒙、宣伝に関する事業</p> <p>(2)こぶしが丘温泉事業 (3)宿泊事業</p> <p>6. 備考 次期繰越収支差額 0円(平成15年度決算)</p>	<p>財団法人南那須町自然休養村協会については、現行のとおりとする。</p>
財団法人	<p>【財団法人 南那須町農業公社】</p> <p>1. 事務所の位置 南那須町内</p> <p>2. 設立の年月日 平成7年7月1日</p> <p>3. 役員 12名</p> <p>4. 基本財産 30,000,000円(うち町出資額 22,000,000円)</p> <p>5. 事業 (1)農地保有合理化事業 (2)農作業受委託推進事業 (3)農業用機会及び施設の共同利用推進事業 (4)認定農業者、集落営農集団及び農業生産法人育成事業 (5)地域営農体制整備推進事業 (6)農業者研修事業</p> <p>6. 備考 次期繰越収支差額 707,802円(平成15年度決算)</p>	<p>財団法人南那須町農業公社については、現行のとおりとする。</p>

広域行政事務組合の関係町の負担状況（平成16年度当初予算額）

区 分	南那須町		烏 山 町		馬 頭 町		小 川 町		計	
	負担率(%)	負担額(千円)	負担率(%)	負担額(千円)	負担率(%)	負担額(千円)	負担率(%)	負担額(千円)	負担率(%)	負担額(千円)
管 理 運 営 費	24.92	17,551	32.20	22,678	25.47	17,938	17.41	12,261	100.00	70,428
介 護 保 険 費	24.92	4,924	32.20	6,362	25.47	5,032	17.41	3,440	100.00	19,758
在 宅 当 番 医 調 整 費	24.91	478	32.76	628	25.50	489	16.83	323	100.00	1,918
病 院 費 (繰 出 基 準)	14.58	7,848	60.00	32,295	16.25	8,747	9.17	4,936	100.00	53,826
病 院 費 (輪 番 制 病 院)	14.58	2,801	60.00	11,527	16.25	3,122	9.17	1,762	100.00	19,212
病 院 費 (建 設 改 良)	7.29	2,668	80.00	29,277	8.12	2,971	4.59	1,680	100.00	36,596
環 境 衛 生 費	24.92	9,830	32.20	12,702	25.47	10,047	17.41	6,867	100.00	39,446
准 看 護 学 校 費	18.53	4,315	50.00	11,642	18.96	4,415	12.51	2,913	100.00	23,285
し 尿 処 理 費	21.60	46,014	37.02	78,863	26.09	55,579	15.29	32,572	100.00	213,028
じ ん 芥 処 理 費	21.17	75,752	38.36	143,882	24.02	85,936	16.45	58,757	100.00	364,327
消 防 費	24.99	197,277	32.80	258,932	26.28	207,461	15.93	125,756	100.00	789,426
教 育 費	24.92	13,936	32.75	18,314	25.50	14,260	16.83	9,412	100.00	55,922
健 康 管 理 セ ン タ ー 費			100.00	4,955					100.00	4,955
計		383,394		632,057		415,997		260,679		1,692,127

関 係 法 令

地方自治法（抜粋）（昭和22年法律第67号）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。

6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(議決事件の通知)

第287条の3 一部事務組合の管理者(前条第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く第285条の一部事務組合にあつては、理事会。第291条第1項及び第2項において同じ。)は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

地方自治法施行令(抜粋) (昭和22年政令第16号)

(通知すべき議決事件)

第211条の2 地方自治法第287条の3に規定する一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものは、次に掲げる事件とする。

- (1) 条例を設け、又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 前3号に掲げる事件のほか、重要な事件として一部事務組合の規約で定める事件

協議第 17 号

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 15）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。

- (1) 使用料等については、現行を基本とし、合併時までに調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。
- (2) 手数料については、合併時に統一するものとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 総務他 5 分科会名 総務他 1 3

協議事項	1 5 使用料、手数料等の取扱い	関連項目	
調整の方針	使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。 (1) 使用料等については、現行を基本とし、合併時まで調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。 (2) 手数料については、合併時に統一するものとする。		

事務事業名		現 況		調整の具体的内容
区分	専門部会	南那須町	烏山町	
使用料等	保健福祉	保健福祉センター 熊田診療所	老人憩いの家 国民健康保険診療所	別紙のとおり
	産業	農林漁業体験実習館等 市民ふれあい農園 山村活性化施設 森林総合利用促進施設 自然休養村センター 自然休養村キャンプ場 観光物産センター いかんべ記念館	国見緑地公園 山あげ会館 龍門ふるさと民芸館 やまびこの湯からすやま 農村婦人の家	
	建設		都市公園	
	教育	農村環境改善センター 歴史民俗資料館 荒川体育館 B & G海洋センター 総合運動場 緑地運動公園 学校開放施設	就業改善センター 七合農業センター 中央公園 公民館 大桶運動公園 町民体育館 武道館 町民プール 弓道場 町民野球場 町民運動公園 愛宕台運動場 学校開放施設	

使用料等【保健福祉】

現況の使用料(平成16年7月1日)					調整の具体的内容
【南那須町保健福祉センター】					【保健福祉センター】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。
時間 \ 区分	9:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 21:00	備 考	
和 室 1	2,500円 (3,500円)	2,500円 (3,500円)	2,500円 (3,500円)	・和室を一括使用の場合 は、和室1、2の合計 額とする。	
和 室 2	2,500円 (3,500円)	2,500円 (3,500円)	2,500円 (3,500円)		
中 会 議 室	4,000円 (5,000円)	4,000円 (5,000円)	4,000円 (5,000円)		
小 会 議 室	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)		
談 話 室	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)		
相 談 室	500円 (700円)	500円 (700円)	500円 (700円)		
検 診 室	6,000円 (8,000円)	6,000円 (8,000円)	6,000円 (8,000円)	・間仕切りにより3分割 可能 ・一間仕切りの使用は 1/3の額とする。	
栄 養 指 導 室	4,000円 (6,000円)	4,000円 (6,000円)	4,000円 (6,000円)		
生 き が い 作 業 所	1,500円 (2,000円)	1,500円 (2,000円)	1,500円 (2,000円)		
() は、6月から9月及び11月から3月までの使用料 【南那須町熊田診療所】 1. 保険診療による使用料 国の基準等により算定した額 2. 自動車使用料 町内 500円					【熊田診療所】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。

使用料等【保健福祉】

現況の使用料(平成16年7月1日)

調整の具体的内容

【烏山町老人憩いの家】

1. 利用者の利用料

区	分	金	額
烏山町に居住 している者	老人(60歳以上の者)		無料
	中学生以下の物	1日につき	50円
	その他の者	1日につき	110円
烏山町に居住していない者		1日につき	130円

2. 施設設備の使用料

区	分	金	額
施設使用者		1月につき	15,750円

【烏山町国民健康保険診療所】

1. 保険診療による使用料

国の基準等により算定した額

2. 自動車使用料

片道2キロメートルまで320円、2キロメートルを超えた場合は、1キロメートル又はその端数を増すごとに110円を加えた額

【老人憩いの家】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

【国民健康保険診療所】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。なお、自動車使用料は、南那須町の例による。

使用料等【産業】

現況の使用料(平成16年7月1日)				調整の具体的内容		
【南那須町農林漁業体験実習館等】				【農林漁業体験実習館等】		
区	分	利 用 料		現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。		
		午前10時～午後5時	午後5時以降			
体 験 実 習 館	入浴施設	大人	1回につき	500円以内	400円以内	
			1月につき	10,000円以内	8,000円以内	
			3月につき	30,000円以内	24,000円以内	
			6月につき	60,000円以内	48,000円以内	
			1年につき	120,000円以内	96,000円以内	
		小・中学生	1回につき	300円以内	200円以内	
			1月につき	6,000円以内	4,000円以内	
			3月につき	18,000円以内	12,000円以内	
			6月につき	36,000円以内	24,000円以内	
			1年につき	72,000円以内	48,000円以内	
		乳幼児		無料	無料	
		家族5人まで	1回につき	2,000円以内	1,600円以内	
	1月につき		40,000円以内	32,000円以内		
	6月につき		80,000円以内	64,000円以内		
	1年につき		160,000円以内	128,000円以内		
	回数券	回数券については、割引率 30%の範囲内で取り扱うことができる。				
	入浴券の販売協力者に対し、その額の 30%の範囲内で割り引いて販売することができる。					
	実習室(1時間につき)		1,100円以内			
エントランスホール及びふれあい室 (1年間につき)		$\frac{\text{評価額} \times 7}{100} \left[\frac{\text{営利を主体とした場合}}{100} \right]$ $\div \frac{\text{延床面積} \times \text{利用面積} + \text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}}$ $\times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$				
特産物等の展示販売		販売額の10%以内				

使用料等【産業】

現況の使用料(平成16年7月1日)		調整の具体的内容																																													
<table border="1"> <tr> <td>体験施設</td> <td>1棟当たり(1泊につき)</td> <td colspan="2">26,500円以内</td> </tr> </table> <p>入浴施設で大人の利用料については、南那須町税条例(昭和29年南那須村条例第15号)第143条第2号に定める入湯税を含むものとする。 「評価額」とは適正な時価をいう。 体験休養施設の利用料には、消費税とサービス料が含まれる。</p> <p>【南那須町市民ふれあい農園】</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>入</td> <td>園</td> <td>料</td> </tr> <tr> <td>農園1区画(30㎡)当たり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,500円</td> </tr> </table> <p>【南那須町山村活性化施設】</p> <p>1.山村健康増進施設</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>利</td> <td>用</td> <td>料</td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面1時間につき)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>600円以内</td> </tr> </table> <p>2.山村休養施設</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="3">利用者</th> </tr> <tr> <th>中学生以上</th> <th>小学生</th> <th>3歳以上 小学生未満</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊 (1人1泊につき)</td> <td>1室1人</td> <td>8,000円以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1室2人以上</td> <td>7,000円以内</td> <td>5,000円以内</td> <td>4,000円以内</td> </tr> <tr> <td>休憩(1室1時間につき)</td> <td></td> <td colspan="3">900円以内</td> </tr> </table> <p>宿泊料金には、消費税とサービス料が含まれる。 「宿泊」とは、利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。 「休憩」とは、午前10時から午後7時30分までにおける利用で、宿泊でないものをいう。</p>	体験施設	1棟当たり(1泊につき)	26,500円以内		区	分	入	園	料	農園1区画(30㎡)当たり				7,500円	区	分	利	用	料	テニスコート(1面1時間につき)				600円以内	利用区分	利用者	利用者			中学生以上	小学生	3歳以上 小学生未満	宿泊 (1人1泊につき)	1室1人	8,000円以内			1室2人以上	7,000円以内	5,000円以内	4,000円以内	休憩(1室1時間につき)		900円以内			<p>【市民ふれあい農園】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p> <p>【山村活性化施設】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>
体験施設	1棟当たり(1泊につき)	26,500円以内																																													
区	分	入	園	料																																											
農園1区画(30㎡)当たり				7,500円																																											
区	分	利	用	料																																											
テニスコート(1面1時間につき)				600円以内																																											
利用区分	利用者	利用者																																													
		中学生以上	小学生	3歳以上 小学生未満																																											
宿泊 (1人1泊につき)	1室1人	8,000円以内																																													
	1室2人以上	7,000円以内	5,000円以内	4,000円以内																																											
休憩(1室1時間につき)		900円以内																																													

使用料等【産業】

現況の使用料(平成16年7月1日)		調整の具体的内容																															
<p>【南那須町森林総合利用促進施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特産物展示販売</td> <td>販売額の10%以内</td> </tr> <tr> <td>食堂 (1年間につき)</td> <td> $\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積} \times \text{利用面積}$ $+ \frac{\text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$ </td> </tr> <tr> <td>野外ステージ (1時間につき)</td> <td>1,100円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>「評価額」とは、適正な時価をいう。 利用料に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 野外ステージの利用で入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合は、上記金額の2倍相当額とする。</p>		区分	利用料	特産物展示販売	販売額の10%以内	食堂 (1年間につき)	$\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積} \times \text{利用面積}$ $+ \frac{\text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$	野外ステージ (1時間につき)	1,100円以内	<p>【森林総合利用促進施設】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>																							
区分	利用料																																
特産物展示販売	販売額の10%以内																																
食堂 (1年間につき)	$\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積} \times \text{利用面積}$ $+ \frac{\text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$																																
野外ステージ (1時間につき)	1,100円以内																																
<p>【南那須町自然休養村センター】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="3">利用者</th> </tr> <tr> <th>中学生以上</th> <th>小学生</th> <th>3歳以上 小学生未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊 (1人1泊につき)</td> <td>1室1人</td> <td>8,000円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1室2人以上</td> <td>7,000円以内</td> <td>5,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大研修室(1時間につき)</td> <td colspan="3">3,000円以内</td> </tr> <tr> <td>休憩(1室1時間につき)</td> <td colspan="3">900円以内</td> </tr> <tr> <td>特産物等の展示販売</td> <td colspan="3">販売額の10%以内</td> </tr> <tr> <td>食堂 (1年間につき)</td> <td colspan="3"> $\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積}$ $\times \text{利用面積} + \frac{\text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$ </td> </tr> </tbody> </table> <p>宿泊料金には、消費税とサービス料が含まれる。 「宿泊」とは、利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。 「休憩」とは、午前10時から午後7時30分までにおける利用で、宿泊でないものをいう。 「評価額」とは、適正な時価をいう。</p>		利用区分	利用者			中学生以上	小学生	3歳以上 小学生未満	宿泊 (1人1泊につき)	1室1人	8,000円以内		1室2人以上	7,000円以内	5,000円以内	大研修室(1時間につき)	3,000円以内			休憩(1室1時間につき)	900円以内			特産物等の展示販売	販売額の10%以内			食堂 (1年間につき)	$\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積}$ $\times \text{利用面積} + \frac{\text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$			<p>【自然休養村センター】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>	
利用区分	利用者																																
	中学生以上	小学生	3歳以上 小学生未満																														
宿泊 (1人1泊につき)	1室1人	8,000円以内																															
	1室2人以上	7,000円以内	5,000円以内																														
大研修室(1時間につき)	3,000円以内																																
休憩(1室1時間につき)	900円以内																																
特産物等の展示販売	販売額の10%以内																																
食堂 (1年間につき)	$\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積}$ $\times \text{利用面積} + \frac{\text{土地利用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{利用面積} = \text{利用料以内}$																																

使用料等【産業】

現況の使用料(平成16年7月1日)				調整の具体的内容	
【南那須町自然休養村キャンプ場】				【自然休養村キャンプ場】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。	
区	分	金額	備考		
1張 1泊	テント(テントサイト込み)	6人用	2,000円		毛布1人1枚付
	テント(テントサイト込み)	10人用	2,500円		毛布1人1枚付
	テント持ち込み	(6人用以下)	500円		
1棟 1泊	バンガロー(ベッド付)	4人用	4,200円		毛布1人1枚付
	バンガロー	6人用	3,150円		毛布1人1枚付
清掃協力費	テント1人1日		210円		昼間のみ利用者及びテント持ち込みの場合に限る。
	バンガロー1人1日		310円		
【南那須町観光物産センター】					【観光物産センター】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。
使用料	$\text{評価額} \times \frac{7}{100} \left(\text{営利を主とした場合} \frac{8}{100} \right) \div \text{延床面積} \times \text{使用面積} + \frac{\text{土地使用料相当額}}{\text{延床面積}} \times \text{使用面積} = \text{使用料}$				
<p>評価額とは、適正な時価をいう。 使用料に、100円未満の端数がでた場合は切り捨てる。</p>					
【南那須町いかんべ記念館】				【いかんべ記念館】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。	
区分	時間	9:00~12:00	13:00~17:00		17:00~21:30
伝統芸能伝承室		1,050円	1,260円		1,580円
		1,580円	2,100円		2,420円
会議室		1,050円	1,260円		1,580円
		1,580円	2,100円	2,420円	
その他の施設	別途定める。				
<p>6月から9月まで及び11月から3月(冷暖房料+電気料)までの期間は下段の使用料を納付する。 入館料は無料</p>					

使用料等【産業】

現況の使用料(平成16年7月1日)

調整の具体的内容

【烏山町国見緑地公園】

【国見緑地公園】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

利用区分	使用料	
ロッジ 1室(6人用)	宿泊(1泊)	5,860円
	休憩(1回)	2,630円
バンガロー1棟(5人用)	宿泊(1泊)	3,660円
	休憩(1回)	1,580円
テントサイト1張	宿泊(1泊)	530円

【烏山町山あげ会館】

【山あげ会館】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

1. 入館料

区分	入館料		摘要
	個人	団体	
大人	500円	400円	1人1回につき
小・中学生	300円	200円	

団体は10人以上とする。

学齢に達しない者で、保護者が同伴の者は無料とする。

2. 使用料(山あげ展示室以外の施設)

施設	区分	使用時間	使用料	摘要
会議室兼 踊り練習室		9:00~12:00	1,000円	
		13:00~17:00	1,500円	
		18:00~21:30	2,000円	
		9:00~21:30	4,000円	
多目的展示室		9:00~16:00	2,000円	
その他の施設		別途定める。		

その他の施設については、契約又はその他の方法により別途町長が定める。

使用料等【産業】

現況の使用料(平成16年7月1日)		調整の具体的内容													
【龍門ふるさと民芸館】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロビー兼展示場兼直売所、 会議室及びその他の施設</td> <td>契約又はその他の方法により、別途町長が定める。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料	ロビー兼展示場兼直売所、 会議室及びその他の施設	契約又はその他の方法により、別途町長が定める。	【龍門ふるさと民芸館】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。									
区 分	使 用 料														
ロビー兼展示場兼直売所、 会議室及びその他の施設	契約又はその他の方法により、別途町長が定める。														
【烏山町やまびこの湯からすやま】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 人</td> <td>1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td>小 ・ 中 学 生</td> <td>1回につき 200円</td> </tr> <tr> <td>乳 幼 児</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	金 額	大 人	1回につき 400円	小 ・ 中 学 生	1回につき 200円	乳 幼 児	無 料	【やまびこの湯からすやま】 現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。					
区 分	金 額														
大 人	1回につき 400円														
小 ・ 中 学 生	1回につき 200円														
乳 幼 児	無 料														
【烏山町農村婦人の家】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分 \ 利用時間</th> <th>4時間以内</th> <th>4時間を超えるとき</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 議 室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 理 室</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき	摘 要	会 議 室	500円	1,000円		調 理 室	1,000円	2,000円		【烏山町農村婦人の家】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。	
施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき	摘 要												
会 議 室	500円	1,000円													
調 理 室	1,000円	2,000円													
営利を目的として使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。															

使用料等【建設】

現況の使用料(平成16年7月1日)			調整の具体的内容
【烏山町都市公園】(泉公園・大桶運動公園)			【都市公園】(泉公園・大桶運動公園) 現行のとおり新市に引継ぐものとする。
1. 公園施設を設け又は管理する場合			
公園施設の種別	単位	金額	
土地を使用する場合	1平方メートル 1月につき	30円	
工作物, その他の物件、又は施設を使用する場合	1平方メートル 1月につき	50円	
2. 営利を目的とした行為等の許可による使用料			
行為の種別	単位	金額	
行商、露店、その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	22円	
上記のもので長期のもの	1平方メートル 1月につき	213円	
業として行う写真撮影	1台1日につき	1,020円	
業として行う映画の撮影又は興業	1日につき	3,060円	
集会、展示会、その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10円	
管理棟は除く。			

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)				調整の具体的内容
【南那須町農村環境改善センター】				【農村環境改善センター】 現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。
区 分 \ 時 間	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~21:00	
研 修 室	1,580円 3,150円	2,100円 4,200円	2,420円 4,520円	
多 目 的 室	2,630円 2,630円	3,470円 3,470円	3,780円 3,780円	
農 事 資 料 室	1,050円 1,580円	1,260円 2,100円	1,580円 2,420円	
会 議 室	1,050円 1,580円	1,260円 2,100円	1,580円 2,420円	
保 健 室	1,050円 1,580円	1,260円 2,100円	1,580円 2,420円	
和 室	1,050円 1,580円	1,260円 2,100円	1,580円 2,420円	
料 理 実 習 室	1,050円 1,580円	1,260円 2,100円	1,580円 2,420円	
6月から9月まで及び11月から3月(冷暖房料+電気料)までの期間は下段の料金を徴収する。				
【南那須町歴史民俗資料館】 入館料は無料				【歴史民俗資料館】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)

調整の具体的内容

【南那須町荒川体育館】

【荒川体育館】

合併時に次のとおり再編するものとする。

種別	使用区分		昼間	夜間	全日	時間外使用
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00	9:00以前 21:00以降	
1 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	4,080円	6,630円	15,300円	30,590円	午前又夜間使用料の1時間使用料の5割増した金額	
2 前項以外の場合	1,020円	2,040円	3,060円	6,120円	〃	

区 分	単 位	使 用 料
荒 川 体 育 館	1時間当たり	500円

市民以外の者の使用料は、上記の金額の2倍相当額とする。

入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合は、上記の金額の5倍相当額とする。

町民以外の者の使用について、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は営利を目的とする場合は、上記金額の2倍相当額とする。

【B & G海洋センター】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

【南那須町B & G海洋センター】

区 分	使 用 料
幼 児 学 生	1回につき 100円
中 学 生	
一 般	1回につき 200円

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)

【南那須町総合運動場】

種 別	使 用	料
運 動 広 場	午 前	2,100 円
	午 後	3,150 円
	1 日	4,200 円
武 道 館	午 前	1,050 円
	午 後	1,050 円
	1 日	2,100 円
ふ れ あ い 交 流 館	午 前	1,050 円
	午 後	1,050 円
	1 日	2,100 円
運 動 場 一 円	営利を目的として使用する者	入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合
		同上以外の場合
		31,500 円
		4,200 円

町民で営利を目的としないで使用する者の使用料は無料
町民以外の者の使用について、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は営利を目的とする場合は、上記金額の2倍相当額とする。

調整の具体的内容

【総合運動場】

合併時に次のとおり再編するものとする。

区 分	単 位	使 用 料
運 動 広 場	1 時間当たり	200 円
武 道 館	昼 間	1 時間当たり
	夜 間	1 時間当たり
弓 道 場	昼 間	1 時間当たり
	夜 間	1 時間当たり
ふ れ あ い 交 流 館	1 時間当たり	100 円

市民以外の者の使用料は、上記の金額の2倍相当額とする。
入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合は、上記の金額の5倍相当額とする。

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)

調整の具体的内容

【南那須町緑地運動公園】

1. 屋外体育施設

区 分		時 間		1日
		8時 ～12時	12時 ～17時	
多目的競技場	多目的競技	4,200円	5,250円	9,450円
	サッカー	4,200円	5,250円	9,450円
	軟式野球(1面)	3,150円	4,200円	7,350円
	ソフトボール(1面)	3,150円	4,200円	7,350円
野球場(1面)		4,200円	5,250円	9,450円
庭球場(1面)		2,100円	2,630円	4,730円
多目的競技場 野球場	営利を目的として 使用する者	入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合		94,500円
		同上以外の場合		21,000円
庭球場	使用する者	同上以外の場合入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合		47,250円
		同上以外の場合		10,500円

町民で営利を目的としないで使用する者の使用料は無料。

営利を目的として使用する者で、町民以外の者の使用については、上記金額の2倍相当額とする。

2. 夜間照明施設

区		分		
多目的競技場	多目的競技	1時間以内	3,150円	
	サッカー	1時間以内	3,150円	
	軟式野球	1時間以内	2,625円	
	ソフトボール	1時間以内	2,625円	
テニスコート(1面)		1時間以内	1,580円	
運動場一円	営利を目的として 使用する者	入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合		31,500円
		同上以外の場合		15,750円

南那須町体育協会の各々が主催する大会に使用する場合は、2分の1の額とすることができる。

【緑地運動公園】

合併時に次のとおり再編するものとする。

1. 屋外体育施設

区 分		単 位	使 用 料
多目的競技場	多目的競技	1時間当たり	600円
	サッカー	1時間当たり	600円
	軟式野球(1面)	1時間当たり	300円
	ソフトボール(1面)	1時間当たり	300円
野球場(1面)		1時間当たり	600円
庭球場(1面)		1時間当たり	300円

市民以外の者の使用料は、上記の金額の2倍相当額とする。

入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合は、上記の金額の5倍相当額とする。

2. 夜間照明施設

区		単 位	使 用 料
多目的競技場	多目的競技	1時間当たり	5,400円
	サッカー	1時間当たり	3,600円
	軟式野球	1時間当たり	2,700円
	ソフトボール	1時間当たり	2,700円
テニスコート(1面)		1時間当たり	1,500円

多目的競技の使用料の額は、全面点灯した場合の額とする。

入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合は、上記の金額の5倍相当額とする。

市民以外の使用は認めない。

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)

3. 屋内施設

区分	時間	9時	13時	17時	9時	9時	
		～12時	～17時	～21時	～17時	～21時	
スポーツ健康館	大ホール	2,040円	2,550円	2,550円	4,590円	7,140円	
	小ホール	1,020円	1,530円	1,530円	2,550円	4,080円	
	全館	3,060円	4,080円	4,080円	7,140円	11,210円	
営利を目的に使用する者	入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	大ホール	6,120円	7,650円	7,650円	13,770円	21,420円
		小ホール	3,060円	4,590円	4,590円	7,650円	12,240円
		全館	9,180円	12,240円	12,240円	21,420円	33,630円
	同上以外の場合	大ホール	4,080円	5,100円	5,100円	9,180円	14,280円
		小ホール	2,040円	3,060円	3,060円	5,100円	8,160円
		全館	6,120円	8,160円	8,160円	14,280円	22,420円

営利を目的に使用する町民以外の者については、上記金額の2倍相当額とする。

【南那須町学校開放施設】

区	分	単	位	使	用	料				
体	育	館	1	時	間	当	た	り	500	円

調整の具体的内容

3. 屋内施設

区	分	単	位	使	用	料											
ス	ポ	ー	ツ	健	康	館	ホ	ー	ル	1	時	間	当	た	り	200	円

市民以外の者の使用料は、上記の金額の2倍相当額とする。

入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合は、上記の金額の5倍相当額とする。

【学校開放施設】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)			調整の具体的内容									
【烏山町就業改善センター】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分 \ 利用時間</th> <th>4時間以内</th> <th>4時間を超えるとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一階 会議室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>二階 研修室</td> <td>7,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>町内に住所を有しない個人又は町内に事務所を有しない法人が使用する場合における使用料については、上記金額の2倍とする。 営利を目的として使用する場合における使用料については、上記金額の2倍とする。</p>			施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき	一階 会議室	500円	1,000円	二階 研修室	7,000円	14,000円	【就業改善センター】 現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。
施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき										
一階 会議室	500円	1,000円										
二階 研修室	7,000円	14,000円										
【烏山町七合農業センター】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分 \ 利用時間</th> <th>4時間以内</th> <th>4時間を超えるとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき	会議室	500円	1,000円	調理室	1,000円	2,000円	
施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき										
会議室	500円	1,000円										
調理室	1,000円	2,000円										
【烏山町中央公園】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営利を目的とする場合</td> <td>1平方メートル1日につき 20円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	占 用 料	営利を目的とする場合	1平方メートル1日につき 20円						
区分	占 用 料											
営利を目的とする場合	1平方メートル1日につき 20円											
【烏山町公民館】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分 \ 利用時間</th> <th>4時間以内</th> <th>4時間を超えるとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき	会議室	500円	1,000円	調理室	1,000円	2,000円	【七合農業センター】 現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。
施設区分 \ 利用時間	4時間以内	4時間を超えるとき										
会議室	500円	1,000円										
調理室	1,000円	2,000円										
			【中央公園】 現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。									
			【公民館】 現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、速やかに類似する施設と調整するものとする。									

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)

調整の具体的内容

【烏山町大桶運動公園】

【大桶運動公園】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

公園施設名	単 位	金 額
多 目 的 広 場	1 時間につき	600 円
野 球 場	1 時間につき	600 円
管 理 棟	1 時間につき	600 円
修 景 池	1 時間につき	600 円
修 景 広 場	1 時間につき	600 円

公園施設の全部又は一部を占有して使用する場合は使用料とする。

町内に住所を有しない個人又は町内に事務所を有しない法人が使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。

【烏山町民体育館及び武道館】

【町民体育館及び武道館】

現行のとおり新市に引継ぐものとする。

施設区分	利用区分	使用料	
烏山町民体育館	アマチュアスポーツ、レクリエーション(文化活動を含む。)に使用する場合	1時間ごとに 600円	
	アマチュアスポーツ、レクリエーション(文化活動を含む。)以外に使用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間ごとに 2,000円
		営利又は宣伝を目的とする場合	1時間ごとに 6,000円
烏山町武道館	アマチュアスポーツ、レクリエーション(文化活動を含む。)に使用する場合	1時間ごとに 500円	
	アマチュアスポーツ、レクリエーション(文化活動を含む。)以外に使用する場合	1時間ごとに 1,500円	

町内に住所を有しない個人又は町内に事務所を有しない法人が使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。

使用時間は1時間単位とし、1時間に満たない場合は、1時間とする。

使用料等【教育】

現況の使用料(平成16年7月1日)			調整の具体的内容	
【その他の運動施設】			<p>【その他の運動施設】 現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>	
施設区分	施設使用料	夜間照明使用料		
烏山町民プール	1人1回につき 200円			
烏山町弓道場	1人1回につき 100円			
烏山町民野球場	1面1時間ごとに 600円			
烏山町民運動公園	運動場	1面1時間ごとに 500円		4基点灯で30分ごとに 1,000円
	テニスコート	1面1時間ごとに 250円		2基点灯で30分ごとに 500円
烏山町愛宕台運動場	1時間ごとに 500円			
<p>町民プールの使用料は、18歳以上の者（高校生は除く。）に適用する。 町民運動公園の運動場の1面は、ソフトボールの東グラウンド又は西グラウンドをいう。 町内に住所を有しない個人又は町内に事務所を有しない法人が使用する場合及び入場料等を徴収する場合の施設の使用料は、この表に定める額の2倍とする。 施設使用料は1時間単位とし、1時間に満たない場合は、1時間とする。</p>			<p>【学校開放施設】 南那須町の例による。</p>	
【烏山町学校開放施設】				
施設名	単位	金額		
体育館	1回	1,000円		

専門 部会	手 数 料 の 種 類	現 況				調整の具体的 内 容
		南那須町		烏山町		
総 務	地縁団体に関する証明手数料			1件につき	200円	200円 / 件
	情報の開示に係る写しの交付手数料	1枚につき	10円 (両面複写にあつては 20円)	手数料は無料。ただ し、実費分としてコ ピー代を規則で規定し 徴収する。	モノクロ1枚目 無料 2枚目から1枚 10円 カラー1枚 50円 図面1枚 500円 その他 実費	10円 / 枚 (両面は20円)
	土地に関する証明手数料	1件につき	200円 (5筆を超えるものは1 筆につき20円を加算)	1件につき	200円 (5筆を超える筆数に20 円を乗じた額を加算)	200円 / 件 (5筆を超える ものは1筆増す ごとに20円を加 算)
	家屋に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	営業に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	公課に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	公簿又は地図の閲覧手数料	1冊につき	200円	1冊につき	200円	200円 / 冊
	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円	1,300円 / 件
住 民 生 活	身分に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	住居に関する証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	印鑑登録証交付手数料	1件につき	300円			
	印鑑登録証再交付手数料			1件につき	300円	300円 / 件
	印鑑証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	認可地縁団体印鑑登録証明手数料	1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	1件につき	500円	1件につき	500円	500円 / 件

専門 部会	手 数 料 の 種 類		現 況				調整の具体的 内 容
			南那須町		烏山町		
住 民 生 活	住民票の写しの交 付手数料（広域交 付も含む）	世帯一部	1枚につき	200円	1通につき	200円	200円 / 件
		世帯全部	1枚につき	200円 （1枚増すごとに200円 を加算）	1件につき	200円 （5枚まで）	200円 / 枚 （1枚増すごと に200円を加 算）
					1件につき	400円 （5枚を超え10枚まで）	
					1件につき	600円 （10枚を超えるもの）	
	戸籍の附票の写しの交付手数料		1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	住民票記載事項証明手数料		1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	不在住証明手数料		1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	住民票の閲覧手数料		1件につき	100円	1冊につき	2,000円	200円 / 件
	外国人登録に関する証明手数料		1件につき	200円	1件につき	200円	200円 / 件
	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録された事項 の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料		1通につき	450円	1通につき	450円	450円 / 件
戸籍記載事項に関する証明書の交付手数料		証明事項 1 件につき	350円	証明事項 1 件につき	350円	350円 / 件	
除籍の謄本若しくは抄本又は除籍に記録された事項 の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料		1通につき	750円	1通につき	750円	750円 / 通	
除籍記載事項に関する証明書の交付手数料		証明事項 1 件につき	450円	証明事項 1 件につき	450円	450円 / 件	

専門 部会	手数料の種類	現		況		調整の具体的 内容
		南那須町		烏山町		
住 民 生 活	戸籍届出若しくは申請の受理に関する証明書の交付又は届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円 (法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	1通につき	350円 (法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	350円/通 (法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
	戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円	書類1件につき	350円	350円/件
	不在籍証明手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	200円/件
	自動車臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	1両につき	750円	750円/件
	犬の登録手数料	1頭につき	3,000円	1頭につき	3,000円	3,000円/頭
	犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円	1頭につき	550円	550円/頭
	犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき	1,600円	1頭につき	1,600円	1,600円/頭
	犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	340円	1頭につき	340円	340円/頭
保 健 福 祉	健康診断書	1通につき	1,500円	1通につき	1,580円	1,500円/通
	病気診断書			1通につき	1,050円	1,500円/通
	死亡診断書	1通につき	5,000円 追加1通につき2,000円	1通につき	3,150円 ただし、1通を超えるものは1通につき1,050円	5,000円/通 追加1通につき2,000円
	死体検案料	1件につき	10,000円	1件につき	10,500円	10,000円/件
	死体検案書	1通につき	5,000円 追加1通につき3,000円	1通につき	5,250円	5,000円/通 追加1通につき2,000円

専門 部会	手 数 料 の 種 類		現 況				調整の具体的 内 容
			南那須町		烏山町		
福保 祉健	身体障害者診断書		1通につき	5,000円	1通につき	2,100円	5,000円 / 通
	死産証明書				1通につき	1,580円	
産 業	鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付 手数料		1羽につき	3,400円	1件につき	3,400円	3,400円 / 件
建 設	優良宅地造成認定 申請手数料	造成宅地の面積が 0.1ヘクタール未満のとき	1件につき	86,000円	1件につき	20,000円	86,000円 / 件
		0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のとき	1件につき	130,000円			130,000円 / 件
		0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のとき	1件につき	190,000円			190,000円 / 件
		0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満のとき	1件につき	260,000円			260,000円 / 件
		1ヘクタール以上 3ヘクタール未満のとき	1件につき	390,000円			390,000円 / 件
		3ヘクタール以上 6ヘクタール未満のとき	1件につき	510,000円			510,000円 / 件
		6ヘクタール以上 10ヘクタール未満のとき	1件につき	660,000円			660,000円 / 件
		10ヘクタール以上のとき	1件につき	870,000円			870,000円 / 件
	優良住宅新築認定 申請手数料	新築住宅の床面積の合計が 100平方メートル以下のとき	1件につき	6,200円	1件につき	3,000円	6,200円 / 件
		100平方メートルを超え 500平方メートル以下のとき	1件につき	8,600円	1件につき	4,000円	8,600円 / 件
		500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のとき	1件につき	13,000円	1件につき	6,000円	13,000円 / 件
		2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のとき	1件につき	35,000円	1件につき	18,000円	35,000円 / 件

専門部会	手数料の種類		現況				調整の具体的な内容	
			南那須町		烏山町			
建設	優良住宅新築認定申請手数料	10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下のとき	1件につき	43,000円			43,000円 / 件	
		10,000平方メートルを超えるとき			1件につき	28,000円		
		50,000平方メートルを超えるとき	1件につき	58,000円			58,000円 / 件	
	地籍調査に関する証明手数料	地籍図	1枚につき	200円 (A2まで)		1枚につき	1,000円	1,000円 / 枚
		集成図	1枚につき	200円 (A2まで) 400円 (白焼きA2以上)		1枚につき	1,000円	1,000円 / 枚
		1筆図	1枚につき	200円 (A2まで)		1枚につき	1,000円	1,000円 / 枚
		図根多角点網図	1枚につき	200円 (A2まで)		1枚につき	500円	500円 / 枚
		図根点座標値	1枚につき	200円 (A2まで)		1点につき	500円	
		図根多角点座標値	1枚につき	200円 (A2まで)		1路線につき	500円	500円 / 枚
		筆界点座標値	1枚につき	200円 (A2まで)		1筆につき	500円 (数値測量地区) 200円 (その他の地区)	500円 / 筆 (数値測量地区) 200円 / 筆 (その他の地区)
		その他のもの	1枚につき	200円 (A2まで)		1件につき	200円 (閲覧を含む。)	200円 / 件 (閲覧を含む。)
都市計画法に関する証明手数料						1件 200円		
教育	図書館資料の複写手数料	1枚につき	10円 (両面複写にあっては 20円)		1枚につき	10円	A3 20円 B4以下 10円	
	税外収入の督促手数料	督促状1通につき	100円		督促状1通につき	100円	100円 / 通	
	上記以外の証明手数料	1件につき	200円		1件につき	200円	200円 / 件	

関 係 法 令

地方自治法【抜粋】（昭和22年法律第67号）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2及び3 略

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2及び3 略

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5及び6 略

協議第 18 号

公共的団体等の取扱いについて（協定項目 16）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整する。

- (1) 2 町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新市において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 2 町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするものとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名

総務他 7

分科会名

総務他 1 6

協議事項	1 6 公共的団体等の取扱い	関連項目	
調整の方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整する。 (1) 2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新市において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするものとする。		

区分	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
総 務	自治会長連絡協議会	自治会連合会	2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新市において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。
	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	
	烏山南那須交通安全協会	烏山南那須交通安全協会	
	南那須町交通対策会議	烏山町交通安全対策協議会	
	南那須町交通指導員会	烏山町交通指導員会	
		烏山町交通安全の会	
	南那須町少年消防隊	烏山町少年消防隊	
		烏山町婦人防火クラブ	
	烏山地区女性ドライバークラブ連合会	烏山地区女性ドライバークラブ連合会	
	南那須町女性ドライバークラブ		
	南那須町シルバードライバークラブ	烏山町シルバードライバークラブ	
	南那須町自衛隊父兄会	烏山町自衛隊父母会	
	南那須町たばこ販売組合		
企 画		ふるさと烏山会	
住民生活	更生保護女性会	更生保護女性会	
	保護司会	保護司会	
	那珂川水系水環境保全協議会	那珂川水系水環境保全協議会	
	南那須地区動物管理協議会	南那須地区動物管理協議会	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
保健福祉	南那須老人クラブ連合会	長寿クラブ連合会	
	南那須町母子寡婦福祉会	烏山町母子寡婦福祉会	
	南那須町身体障害者福祉会	烏山町身体障害者福祉会	
	南那須町心身障害児者父母の会	烏山町心身障害児者父母の会	
	南那須町民生委員児童委員協議会	烏山町民生児童委員協議会	
	南那須町遺族会	烏山町遺族会	
	軍人恩給連盟南那須支部	軍恩連盟烏山支部	
	南那須町シルバー人材センター	烏山町シルバー人材センター	
	南那須町社会福祉協議会	烏山町社会福祉協議会	
		烏山町食生活改善推進協議会	
産 業	南那須町商工会	烏山商工会	
	南那須町観光協会	烏山町観光協会	
	南那須町物産振興会		
		烏山町ふれあいガイドの会	
	富士見台工業団地工場連絡協議会		
	南那須町工業者懇話会	南那須工業クラブ	
	南那須町雇用対策協議会		
		烏山商工会連合会	
	南那須町土地改良事業団体協議会	烏山町土地改良区協議会	
	荒川中央土地改良区 外 7 団体	向田台地土地改良区	
	南那須町認定農業者協議会	烏山町認定農業者協議会	
南那須町農業公社			

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
産 業	氏家地域農業青色申告会南那須支部	氏家地域農業青色申告会烏山支部	
	南那須町緑化推進委員会		
	南那須町酪農組合	烏山町酪農組合	
		烏山町 E T 組合	
	南那須高根沢牛群検定組合	八溝牛群検定組合	
	南那須町農村生活研究グループ協議会	烏山町農村生活研究グループ協議会	
	青少年クラブ協議会	烏山町青少年クラブ協議会	
		農作物病虫害防除対策協議会	
	使用済農業用生産資材適正処理推進協議会	使用済農業用生産資材適正処理推進協議会	
	烏山地区たばこ耕作振興協議会	烏山地区たばこ耕作振興協議会	
	南那須町林業振興会	烏山町林業振興会	
	猟友会南那須支部南那須分会	猟友会南那須支部烏山分会	
	那珂川南部漁業協同組合荒川支部	那珂川南部漁業協同組合烏山支部	
	那珂川南部漁業協同組合下江川支部	那珂川中央漁業協同組合烏山支部	
	大金いかんべ共和国		
	南那須町結婚相談センター	烏山ハッピーライフセンター	
	烏山町観光果樹協議会		
	国見みかん柑橘組合		
	烏山町きのご生産出荷組合		
建 設	国道 2 9 3 号線整備促進期成同盟会		
	南那須町河川愛護会	烏山町河川愛護会	
	南那須町道路愛護会	烏山町道路愛護会	
		烏山町渡船場管理運営委員会	
上下水道		興野地区農業集落排水事業維持管理組合	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
教 育	南那須町国際交流協会	烏山町国際交流協会	
	南那須町文化協会	烏山町文化協会	
	南那須町リーダーズクラブ	烏山町ヤングリーダーズクラブ	
	家庭教育オピニオンリーダーの会	烏山町家庭教育オピニオンリーダー支部会	
		烏山町青少年を育てる会	
		烏山町青年会	
	町ぐるみ協議会		
	南那須町PTA連絡協議会	烏山町小中学校PTA連絡協議会	
	南那須町子ども会育成会連合会	烏山町青少年育成会連合会	
		烏山町婦人会	
	南那須町女性団体連絡協議会	烏山町女性団体連絡協議会	
		烏山町文化財愛護会	
	南那須町体育協会	烏山町体育協会	
	南那須町スポーツ少年団	烏山町スポーツ少年団	

関 係 法 令

「公共的団体等の取り扱い」に係る法的位置づけ

【概要】

公共的団体等とは、産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会観光協会等）、厚生社会事業団体（社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等）、教育文化スポーツ団体（PTA、文化協会、体育連盟・協会等）、地域活動団体（町内会・自治会・区長会、婦人会、子ども会、青年団、老人会等）、非常勤公務員による団体（交通指導員会、消防団、民生児童委員協議会、保護司会等）、その他公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わず地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

合併特例法では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとされている。また、合併市町村からも統合のための助言等を充分行う必要がある。

地方自治法【抜粋】（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の監督）

- 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、それを指揮監督することができる。
- 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。
 - 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

市町村の合併の特例に関する法律【抜粋】（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

- 第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 2～7 略
 - 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

協議第19号

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目17）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

- 1．補助金、交付金等については、合併後、速やかに客観的な公益上の必要性を考慮した基準を設け交付するものとする。
- 2．同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、当該団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。

平成16年12月3日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 企画他5 分科会名 財政他11

協議事項	17 補助金、交付金等の取扱い	関連項目	
調整の方針	1. 補助金、交付金等については、合併後、速やかに客観的な公益上の必要性を考慮した基準を設け交付するものとする。 2. 同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、当該団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。		

単位：円

平成16年度 (当初予算)	現		況		調整の具体的内容	
	南那須町		烏山町			
補助金	総務	自治会長連絡協議会	65,000			補助金、交付金等については、合併後、速やかに客観的な公益上の必要性を考慮した基準を設け交付するものとする。同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、当該団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。
		烏山地区交通安全協会	96,000	(負担金 烏山地区交通安全協会)	(144,000)	
		烏山地区女性ドライバークラブ連合会	10,000	(負担金 烏山地区女性ドライバークラブ連合会)	(14,000)	
		南那須町女性ドライバークラブ	20,000			
		南那須町シルバードライバークラブ	50,000			
		南那須町交通指導員会	25,000			
		南那須町自衛隊父兄会	15,000			
		南那須町たばこ販売組合	120,000			
	住民生活	南那須町保護司会・更生保護女性会	28,000	烏山町更生保護女性会	15,000	
	保健福祉	南那須町老人クラブ連合会	459,000	長寿クラブ連合会	1,161,000	
		町単位老人クラブ(一括)	1,629,000	単位老人クラブ(一括)	2,073,000	
				烏山町母子寡婦福祉会	20,000	
				烏山町身体障害者福祉会	130,000	
				烏山町民生児童委員協議会	188,000	
				烏山町遺族連合会	50,000	
南那須町社会福祉協議会		24,064,000	烏山町社会福祉協議会	16,979,000		
南那須町シルバー人材センター	5,000,000	烏山町シルバー人材センター	3,300,000			

平成16年度 (当初予算)		現		況		調整の具体的内容	
		南那須町		烏山町			
補 助 金	産 業	南那須町認定農業者協議会	30,000	烏山町認定農業者等協議会	10,000		
		南那須町青少年クラブ協議会	30,000				
		南那須町農村生活研究グループ協議会	45,000	烏山町農村生活研究グループ協議会	20,000		
		J A 那須南営農部会	744,000	J A 那須南農業協同組合	600,000		
		南那須町直売所連絡協議会	24,000				
		南那須町女性農業士会	10,000				
		烏山地区たばこ耕作振興協議会	20,000	烏山地区たばこ耕作振興協議会	10,000		
		南那須・高根沢牛群検定組合	500,000	八溝牛群検定組合	300,000		
		南那須町酪農組合	100,000	烏山町酪農組合	50,000		
		南那須町農業公社	4,263,579				
		南那須町土地改良事業団体協議会	30,000	芳賀台地土地改良区	92,000		
		南那須町林業振興会	45,000	烏山町林業振興会	15,000		
		栃木県猟友会南那須分会	20,000				
		南那須町商工会	5,200,000	烏山商工会	12,000,000		
				烏山商店会連合会	1,200,000		
		富士見台工業団地工場連絡協議会	225,000	烏山東工業団地協同組合	100,000		
		南那須町工業者懇話会	45,000				
		南那須町観光協会	9,548,997	烏山町観光協会	4,500,000		
	南那須町物産振興会	100,000					
	大金いかんべ共和国	200,000					
	南那須結婚相談センター	700,000					
	消費生活友の会	40,000					
	建設	国道293号線道路整備促進期成同盟会	8,000				
		南那須町道路愛護会	180,000	烏山町道路愛護会	110,000		
		南那須町河川愛護会	180,000	烏山町河川愛護会	40,000		
	教 育	南那須町 P T A 連絡協議会	22,000	烏山町小中学校 P T A 連絡協議会	18,000		
		南那須町保護者会	274,500				
		学校警察連絡協議会南那須町支部	20,000				
南那須町学校給食会		63,000					
			私立幼稚園(2件)	160,000			
南那須町文化協会		200,000	烏山町文化協会	400,000			
			烏山山あげ保存会	7,100,000			
		興野ささら獅子舞保存会	18,000				

平成16年度 (当初予算)		現		況		調整の具体的内容
		南那須町		烏山町		
補助金	教 育			下境ささら獅子舞保存会	18,000	
				下境雛子方保存会	18,000	
				宮原八幡宮太々神楽保存会	18,000	
				向田雛子方保存会	18,000	
				烏山ふるさと太鼓保存会	1,000,000	
		民俗文化財保存団体	235,000			
		南那須町子供会育成会連合会	36,000	烏山町青少年育成会連合会	160,000	
				烏山町青少年を育てる会	450,000	
				ボーイスカウト育成会	23,000	
				ガールスカウト育成会	23,000	
		南那須町女性団体連絡協議会	36,000	烏山町女性団体連絡協議会	30,000	
				烏山町婦人会	153,000	
				オピニオンリーダー運営費	45,000	
		南那須町国際交流協会	108,000			
南那須町体育協会	7,066,000	烏山町体育協会	4,840,000			
計	47件	61,930,076	42件	57,613,000		
交付金	総務	自治会(35件)	2,175,000	自治会振興(66件)	14,200,000	
		消防団分団(11件)	817,000	消防団(22件)	3,978,700	
	産業			オオムラサキ公園愛護会	50,000	
	教 育			烏山町校長会	201,600	
				烏山町教育会	121,000	
				大桶運動公園愛護会	70,000	
計	46件	2,992,000	92件	18,621,300		
合計	93件	64,922,076	134件	76,234,300		

関 係 法 令

地方自治法（抜粋）（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合については、寄附又は補助をすることができる。

用語解説

補助金……広義には、国から地方公共団体若しくは民間に対し、または地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、交付される現金的給付をいう。その一般的な性格としては、

- (1) 相当の反対給付を受けないものであること
- (2) 交付を受けた相手が利益を受けるものであること
- (3) 交付された金銭について用途が特定されるものであること

交付金……政府から地方公共団体若しくは私的団体若しくは個人に対して、または地方公共団体から私的団体若しくは個人に対して、一定の行政上の必要性から交付される現金的給付をいい、国または地方公共団体の予算上、交付金として計上される。

協議第 20 号

慣行の取扱いについて（協定項目 19）

慣行の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

- 1．市章については、新市の名称が決定後、合併時までに定めるものとする。
- 2．市歌、市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。
- 3．表彰制度、各種宣言については、新市において調整し、定めるものとする。
ただし、名誉町民については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出


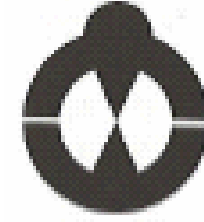
南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 総務 分科会名 総務

協議事項	19 慣行の取扱い	関連項目	
調整の方針	1. 市章については、新市の名称が決定後、合併時までに定めるものとする。 2. 市歌、市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。 3. 表彰制度、各種宣言については、新市において調整し、定めるものとする。ただし、名誉町民については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。		

現況		調整の具体的内容
南那須町	烏山町	
1. 町章  【意図】 南那須の「南」の字を抽象化し、「な」「す」を併用した図案である。全体としては円形であり平和を意味している。採色は1色。 制定日 昭和39年10月1日	1. 町章  【意図】 烏山の烏を「力」の文字で表し、山の文字と併用した図案である。全体として円形であり平和を意味し、飛鳥と槌を表現し、町の産業の向上発展と町民の総親和を象徴している。採色は1色。 制定日 昭和55年1月1日	市章については、新市の名称が決定後、合併時までに定めるものとする。
2. 町歌 制定日 昭和39年10月1日	2. 町歌 制定日 昭和53年3月25日	市歌については、新市において定めるものとする。

現 況		調整の具体的内容
南那須町	烏山町	
<p>3. 町民憲章 私たちは、恵まれた自然環境を誇りとし、より美しく、より豊かなふるさとづくりをめざしてこの憲章を定めます。 一．私たちは、平和な明るい家庭をつくれます。 一．私たちは、健康で働く喜びに生きます。 一．私たちは、思いやりの輪をひろげます。 一．私たちは、つねに学び教養を深めます。 一．私たちは、歴史を尊び文化を高めます。 制定日 昭和59年9月3日</p>	<p>3. 町民憲章 該当なし</p>	<p>市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。</p>
<p>4. 町花 こぶし 制定日 昭和51年9月1日</p>	<p>4. 町花 やまつつじ 制定日 平成元年11月23日</p>	
<p>5. 町木 けやき 制定日 昭和51年9月1日</p>	<p>5. 町木 けやき 制定日 平成元年11月23日</p>	
<p>6. 町鳥 ひばり 制定日 昭和61年9月2日</p>	<p>6. 町鳥 からす 制定日 平成元年11月23日</p>	
<p>7. 町獣 該当なし</p>	<p>7. 町獣 たぬき 制定日 平成元年11月23日</p>	
<p>8. 町虫 該当なし</p>	<p>8. 町虫 ほたる 制定日 平成元年11月23日</p>	
<p>9. 町魚 鮎 制定日 平成元年9月1日</p>	<p>9. 町魚 あゆ 制定日 平成元年11月23日</p>	

現 況		調整の具体的内容
南那須町	烏山町	
10. 表彰 南那須町功労者表彰規程 南那須町町民栄誉者表彰規程 南那須町名誉町民条例	10. 表彰 烏山町自治功労者表彰規程 烏山町町民栄誉賞表彰規則 烏山町職員表彰規程 烏山町名誉町民条例 烏山町文化スポーツ大賞表彰要綱	表彰制度、各種宣言については、新市において調整し、定めるものとする。ただし、名誉町民については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
11. 団体としての宣言 (1) 環境保全と自然保護宣言 制定日 昭和47年8月24日 (2) 非核平和郷宣言 制定日 昭和63年6月9日	11. 団体としての宣言 (1) 非核平和の町宣言 制定日 昭和63年12月2日 (2) お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 制定日 平成9年9月11日	

協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 2 0）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

- 1．人間ドック及び脳ドックについては、次のとおりとする。
 - (1) 助成の金額は費用の 7 割、上限は 2 6, 0 0 0 円とし、助成金の交付は年 1 人 1 回とするものとする。
 - (2) 対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満 3 5 歳以上の被保険者とするものとする。
 - (3) 助成の対象は、人間ドック（単独）、脳ドック（単独）及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか 1 回とするものとする。
 - (4) 受診医療機関は、新市において指定するものとする。
- 2．国民健康保険運営協議会の委員の定数については 1 4 人とし、新市において新たに選任するものとする。
- 3．高額療養費支給事務、療養費支給事務、被保険者健康指導事業及び出産、葬祭の給付については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- 4．高額療養費貸付事業については、南那須町の例による。

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名

住民生活

分科会名

国保年金

協議事項	20 国民健康保険事業の取扱い	関連項目	
調整の方針	<p>1. 人間ドック及び脳ドックについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 助成の金額は費用の7割、上限は26,000円とし、助成金の交付は年1人1回とするものとする。</p> <p>(2) 対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満35歳以上の被保険者とするものとする。</p> <p>(3) 助成の対象は、人間ドック(単独)、脳ドック(単独)及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか1回とするものとする。</p> <p>(4) 受診医療機関は、新市において指定するものとする。</p> <p>2. 国民健康保険運営協議会の委員の定数については14人とし、新市において新たに選任するものとする。</p> <p>3. 高額療養費支給事務、療養費支給事務、被保険者健康指導事業及び出産、葬祭の給付については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p> <p>4. 高額療養費貸付事業については、南那須町の例による。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
国民健康保険事業	<p>健康診査事業</p> <p>【目的】 人間ドック費用の一部を補助することにより被保険者の健康保持増進を図る。</p> <p>【概要】 別紙「人間ドック・脳ドック事業実施状況」のとおり</p>	<p>健康診査事業</p> <p>【目的】 人間ドック費用の一部を補助することにより被保険者の健康保持増進を図る。</p> <p>【概要】 別紙「人間ドック・脳ドック事業実施状況」のとおり</p>	<p>助成の金額は費用の7割、上限は26,000円とし、助成金の交付は年1人1回とするものとする。</p> <p>対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満35歳以上の被保険者とするものとする。</p> <p>助成の対象は、人間ドック(単独)、脳ドック(単独)及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか1回とするものとする。</p> <p>受診医療機関は、新市において指定するものとするものとする。</p>
	<p>医療費通知事業</p> <p>【目的】 医療費通知を送付することにより、医療費適正化に資する。</p> <p>【概要】 国保連合会に作成を委託しており、連合会より送付のあったものを各個人に送付する。</p>	<p>医療費通知事業</p> <p>【目的】 医療費通知を送付することにより、医療費適正化に資する。</p> <p>【概要】 国保連合会に作成を委託しており、連合会より送付のあったものを各個人に送付する。</p>	<p>現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
国民健康保険 運営協議会	<p>【目的】 町長の諮問機関として国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>【構成組織】 委員数 9 人 ・被保険者を代表する委員 3 人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人 ・公益を代表する委員 3 人</p> <p>【諮問内容等】 1. 国民健康保険に関する条例改正に関する事項 2. 保険税に関する事項 3. 国民健康保険特別会計に関する事項 4. その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項</p> <p>【委員報酬】 ・会長 年額 33,000円 ・会長職務代理者 年額 30,000円 ・委員 年額 27,000円</p>	<p>【目的】 町長の諮問機関として国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>【構成組織】 委員数 12 人 ・被保険者を代表する委員 4 人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人 ・公益を代表する委員 4 人</p> <p>【諮問内容等】 1. 国民健康保険に関する条例改正に関する事項 2. 保険税に関する事項 3. 国民健康保険特別会計に関する事項 4. その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項</p> <p>【委員報酬】 ・会長 年額 31,000円 ・会長職務代理者 年額 27,000円 ・委員 年額 25,000円</p>	国民健康保険運営協議会の委員の定数については14人とし、新市において新たに選任するものとする。
高額療養費支 給事務	<p>【目的】 被保険者が限度額を超えて医療費を支払った場合、その超えた額を申請により支給し、医療費の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】 1ヶ月間に医療機関で限度額（所得区分により自己負担限度額は異なる。）を超える自己負担額を支払った場合、その超えた分が申請により支給される。</p>	<p>【目的】 被保険者が限度額を超えて医療費を支払った場合、その超えた額を申請により支給し、医療費の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】 1ヶ月間に医療機関で限度額（所得区分により自己負担限度額は異なる。）を超える自己負担額を支払った場合、その超えた分が申請により支給される。</p>	高額療養費支給事務については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
療養費支給事務	<p>【目的】 国民健康保険被保険者に対し「療養の給付等」を行うことが困難であると認められるとき、療養の給付等に代えて支給する。</p> <p>【概要】 下記の場合などで該当し、療養費受給申請書に証拠書類を添付して提出され、それに対し療養費を支給する。 ・柔道整復師による施術を受けた場合 ・あんま師、はり師、きゅう師マッサージ師による施術を受けた場合。ただし、医師の同意を得て受けた場合に限る。 ・コルセット等治療用装具で療養費払いの取扱が行われている場合 ・輸血の為の生血を求めた場合 ・旅行中に急病にかかり保険医療機関がないため他の医療機関で治療を要した場合</p>	<p>【目的】 国民健康保険被保険者に対し「療養の給付等」を行うことが困難であると認められるとき、療養の給付等に代えて支給する。</p> <p>【概要】 上記の場合などで該当し、療養費受給申請書に証拠書類を添付して提出され、それに対し療養費を支給する。 ・柔道整復師による施術を受けた場合 ・あんま師、はり師、きゅう師マッサージ師による施術を受けた場合。ただし、医師の同意を得て受けた場合に限る。 ・コルセット等治療用装具で療養費払いの取扱が行われている場合 ・輸血の為の生血を求めた場合 ・旅行中に急病にかかり保険医療機関がないため他の医療機関で治療を要した場合</p>	療養費支給事務については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
被保険者健康指導事業	<p>【目的】 疾病を早期に発見し、重症化を防止する。被保険者の健康の保持増進を図る。 多受診や重複受診の健康への弊害を取り除くとともに、医療費の適正化を図る。</p> <p>【内容】 保健師による在宅訪問</p>	<p>【目的】 疾病を早期に発見し、重症化を防止する。被保険者の健康の保持増進を図る。 多受診や重複受診の健康への弊害を取り除くとともに、医療費の適正化を図る。</p> <p>【内容】 保健師による在宅訪問</p>	被保険者健康指導事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
出産、葬祭の給付	<p>【目的】 被保険者が出産した場合に世帯主に対し一時金を支給する。 被保険者が死亡した場合にその者の葬祭を行う者に支給する。</p> <p>【概要】 出生届に基づき、国保資格の確認のうえ、出産育児一時金請求書を提出後に支給する。 出産育児一時金・・・300,000円</p> <p>死亡届に基づき、国保資格の確認のうえ、葬祭費請求書を提出後に支給する。 葬祭費・・・60,000円</p>	<p>【目的】 被保険者が出産した場合に世帯主に対し一時金を支給する。 被保険者が死亡した場合にその者の葬祭を行う者に支給する。</p> <p>【概要】 出生届に基づき、国保資格の確認のうえ、出産育児一時金請求書を提出後に支給する。 出産育児一時金・・・300,000円</p> <p>死亡届に基づき、国保資格の確認のうえ、葬祭費請求書を提出後に支給する。 葬祭費・・・60,000円</p>	<p>出産、葬祭の給付については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>
高額療養費貸付事業	<p>【目的】 高額な医療費の支払いをする国民健康保険の被保険者に対し、高額療養費が支給されるまでの当座の支払いに充てるため、資金の貸し付けを行う。</p> <p>【貸付限度額】 高額療養費支給見込額の範囲内（1千円未満の端数は切捨て）</p> <p>【貸付対象者】 国民健康保険の被保険者で高額療養費の支給を受ける見込のある世帯主。ただし、国税の滞納者及び第三者行為に該当する療養費については対象外とする。</p> <p>【資金の額】 500万円</p> <p>【その他】 利子は無利子とする。</p>	<p>【目的】 高額な医療費の支払い困難な者に対し、資金を貸し付けることにより経済的自立を助長し、その世帯の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>【貸付限度額】 高額療養費の10分の9以内で50万円を超えない額(1千円未満の端数は切捨て)。ただし、その額が1万円未満の時は貸付しない。</p> <p>【貸付対象者】 高額療養費の支給を受ける見込のある世帯主。ただし、貸付を受ける世帯の前年の所得の合計が、児童手当法に定める基準以上であるときは対象外とする。</p> <p>【資金の額】 400万円</p> <p>【その他】 利子は無利子とするが、手数料として貸付金の1%を徴収する。 烏山町に居住する連帯保証人1名を必要とする。</p>	<p>高額療養費貸付事業については、南那須町の例による。</p>

人間ドック・脳ドック事業実施状況

	南那須町	烏山町
助成金額	費用の6割補助 上限25,000円	一律26,000円の定額補助
医療機関	指定なし 平成15年度実績 人間ドック 宇都宮健診クリニック 藤井脳神経外科 宇都宮第一病院 大田原赤十字病院 黒須病院 済生会宇都宮病院 塩谷総合病院 関東中央病院 栃木県保健衛生事業団 那須中央病院 那須南病院 ミヤ健康クリニック	指定有り 人間ドック 那須南病院 脳ドック 藤井脳外科病院
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者 ・満35歳以上 ・保険税の滞納のない世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者 ・満35歳以上 ・保険税の滞納のない世帯
受診の取扱い	年度内に人間ドック及び脳ドックの一方を受診できる。	年度内に人間ドック及び脳ドックの一方を受診できる。ただし、2年連続して同じドックは受診できない。
平成15年度 予算額	3,000千円	4,160千円
平成15年度 実績件数、金額	受診者数 人間ドック 93人 脳ドック 3人 2,349千円	受診者数 人間ドック 74人 脳ドック 60人 3,484千円

関 係 法 令

国民健康保険法【抜粋】（昭和33年法律第192号）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

（被保険者）

第5条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 略

（その他の給付）

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる

2 略

（保健事業）

第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2～5 略

協議第 2 2 号

介護保険事業の取扱いについて（協定項目 2 1）

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

- 1．介護保険事業計画については、合併時までに策定するものとする。
- 2．第 1 号被保険者の保険料については、合併時は現行のとおりとし、新市において、次期介護保険事業計画（平成 1 8 年度から平成 2 2 年度まで）の策定の中で調整し、平成 1 8 年度から統一するものとする。
- 3．介護保険料の普通徴収に係る納期については、国民健康保険税の例による。
- 4．介護保険料の減免については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- 5．保険給付、社会福祉法人等による利用者負担の減額制度及び高額介護サービス事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 保健福祉 分科会名 高齢福祉

協議事項	2.1 介護保険事業の取扱い	関連項目	
調整の方針	<p>1. 介護保険事業計画については、合併時までに策定するものとする。</p> <p>2. 第1号被保険者の保険料については、合併時は現行のとおりとし、新市において、次期介護保険事業計画（平成18年度から平成22年度まで）の策定の中で調整し、平成18年度から統一するものとする。</p> <p>3. 介護保険料の普通徴収に係る納期については、国民健康保険税の例による。</p> <p>4. 介護保険料の減免については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p> <p>5. 保険給付、社会福祉法人等による利用者負担の減額制度及び高額介護サービス事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
介護保険事業計画	<p>【介護保険事業計画】</p> <p>介護保険法の規定により3年ごとに5年を1期として介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>・介護保険事業計画期間</p> <p>第2期（現計画）平成15年度から平成19年度まで</p> <p>第3期（次期計画）平成18年度から平成22年度まで</p>	<p>【介護保険事業計画】</p> <p>介護保険法の規定により3年ごとに5年を1期として介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>・介護保険事業計画期間</p> <p>第2期（現計画）平成15年度から平成19年度まで</p> <p>第3期（次期計画）平成18年度から平成22年度まで</p>	<p>合併時までに2町の計画を見直し、新市の計画を策定するものとする。</p>
介護保険料	<p>【保険料算定期間】</p> <p>平成15年度から平成17年度まで</p> <p>【第1号被保険者介護保険料】</p> <p>第1段階 14,300円（生活保護、年齢福祉年金受給者）</p> <p>第2段階 25,000円（世帯・本人非課税）</p> <p>第3段階 35,700円（世帯課税・本人非課税）</p> <p>第4段階 46,500円（本人課税・所得200万円未満）</p> <p>第5段階 57,200円（本人課税・所得200万円以上で所得500万円未満）</p> <p>第6段階 71,500円（本人課税・所得500万円以上）</p> <p>課税（非課税）・・・町民税が課税（非課税）</p>	<p>【保険料算定期間】</p> <p>平成15年度から平成17年度まで</p> <p>【第1号被保険者介護保険料】</p> <p>第1段階 15,400円（生活保護、老齢福祉年金受給者）</p> <p>第2段階 24,000円（世帯・本人非課税）</p> <p>第3段階 34,300円（世帯課税・本人非課税）</p> <p>第4段階 44,600円（本人課税・所得200万円未満）</p> <p>第5段階 54,900円（本人課税・所得200万円以上で所得500万円未満）</p> <p>第6段階 61,800円（本人課税・所得500万円以上）</p> <p>課税（非課税）・・・町民税が課税（非課税）</p>	<p>第1号被保険者の保険料については、合併時は現行のとおりとし、新市において、次期（第3期）介護保険事業計画（平成18年度から平成22年度まで）の策定の中で調整し、平成18年度から統一するものとする。</p>

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
介護保険料	<p>【普通徴収の納期】</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月31日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで</p>	<p>【普通徴収の納期】</p> <p>第1期 7月18日から同月31日まで 第2期 8月18日から同月31日まで 第3期 9月18日から同月30日まで 第4期 10月18日から同月31日まで 第5期 11月18日から同月30日まで 第6期 12月18日から同月25日まで 第7期 1月18日から同月31日まで 第8期 2月18日から同月末日まで</p>	<p>国民健康保険税の例による。</p> <p>現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>
	<p>【保険料の独自減免】</p> <p>第1号被保険者で当該年度の保険料段階が第2段階該当者で、次のすべて（イからへまで）にあてはまる場合は、申請により、第1段階の保険料に減免する。</p> <p>イ 当該第1号被保険者及びその属する世帯の全員について、本年度の市町村民税が非課税（地方税法第295条に規定する非課税をいう。）である者（第2段階被保険者）</p> <p>ロ 当該第1号被保険者及びその属する世帯の全員について合計所得金額がない者</p> <p>ハ 当該第1号被保険者及びその属する世帯の全員について、前年中の収入が1人世帯の場合は80万円以下とし、1人世帯を超える場合は、当該80万円に世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した金額以下である者</p> <p>ニ 当該保険料の減免を受けようとする年度分の市町村民税を課されている者の扶養となっていない者</p> <p>ホ 資産を活用してもなお生活が困窮している者（預貯金等の口座の合計金額を口頭で確認し、その合計金額が1人世帯の場合は80万円以下とし、1人世帯を超える場合は、当該80万円に世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した金額以下である者）</p> <p>ヘ 介護保険施設等の入所者でない者</p>	<p>【保険料の独自減免】</p> <p>第1号被保険者で当該年度の保険料段階が第2段階該当者で、次のすべて（イからへまで）にあてはまる場合は、申請により、第1段階の保険料に減免する。</p> <p>イ 当該第1号被保険者及びその属する世帯の全員について、本年度の市町村民税が非課税（地方税法第295条に規定する非課税をいう。）である者（第2段階被保険者）</p> <p>ロ 当該第1号被保険者及びその属する世帯の全員について合計所得金額がない者</p> <p>ハ 当該第1号被保険者及びその属する世帯の全員について、前年中の収入が1人世帯の場合は80万円以下とし、1人世帯を超える場合は、当該80万円に世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した金額以下である者</p> <p>ニ 当該保険料の減免を受けようとする年度分の市町村民税を課されている者の扶養となっていない者</p> <p>ホ 資産を活用してもなお生活が困窮している者（預貯金等の口座の合計金額を口頭で確認し、その合計金額が1人世帯の場合は80万円以下とし、1人世帯を超える場合は、当該80万円に世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した金額以下である者）</p> <p>ヘ 介護保険施設等の入所者でない者</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
介護保険給付等	<p>【保険給付】</p> <p>(1) 居宅介護サービス 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 (入浴サービス) 訪問看護 (居宅における看護) 訪問リハビリテーション (居宅における機能訓練) 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション (デイケア) 居宅管理指導 短期入所生活介護 (ショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費 (手すり、段差の解消等)</p> <p>(2) 施設介護サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>【保険給付】</p> <p>(1) 居宅介護サービス 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 (入浴サービス) 訪問看護 (居宅における看護) 訪問リハビリテーション (居宅における機能訓練) 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション (デイケア) 居宅管理指導 短期入所生活介護 (ショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費 (手すり、段差の解消等)</p> <p>(2) 施設介護サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>
	<p>【社会福祉法人等による利用者負担の減額制度】</p> <p>低所得者で特に生計が困難である要介護者等に対して、サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減額対象介護保険サービス 訪問看護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設の施設サービス 減額率 利用者負担の1/2 	<p>【社会福祉法人等による利用者負担の減額制度】</p> <p>低所得者で特に生計が困難である要介護者等に対して、サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減額対象介護保険サービス 訪問看護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設の施設サービス 減額率 利用者負担の1/2 	<p>現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>
	<p>【高額介護サービス事業】</p> <p>利用者が1割の定率利用者負担が著しく高額となった場合に、費用負担の家計に与える影響を考慮し、費用負担が一定額を上まらないう負担軽減を図るために行う保険給付である。</p> <p>1割負担の合計が一定額を超えた場合に、超えた分が払い戻される仕組みで、支給要件、基準額の設定にあたっては、低所得者に対する配慮を踏まえて低い基準額が設定されている。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢福祉年金受給者等 (自己負担上限額15,000円) 市町村民税世帯非課税者等 (自己負担上限額24,600円) その他の世帯 (自己負担上限額37,200円) 	<p>【高額介護サービス事業】</p> <p>利用者が1割の定率利用者負担が著しく高額となった場合に、費用負担の家計に与える影響を考慮し、費用負担が一定額を上まらないう負担軽減を図るために行う保険給付である。</p> <p>1割負担の合計が一定額を超えた場合に、超えた分が払い戻される仕組みで、支給要件、基準額の設定にあたっては、低所得者に対する配慮を踏まえて低い基準額が設定されている。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢福祉年金受給者等 (自己負担上限額15,000円) 市町村民税世帯非課税者等 (自己負担上限額24,600円) その他の世帯 (自己負担上限額37,200円) 	<p>現行のとおり新市に引継ぐものとする。</p>

関係法令

介護保険法【抜粋】（平成9年法律第123号）

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 略

（被保険者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）

(2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）

（介護認定審査会）

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（市町村の認定）

第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

（基本指針）

第116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

(2) 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

(3) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 及び 5 略

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

(賦課期日)

第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

協議第 2 3 号

消防団の取扱いについて（協定項目 2 2）

消防団の取扱いについて、次のとおり調整したので、協議を求める。

消防団及び水防団の組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに再編するものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

南那須町・烏山町合併協議会会長 大 谷 範 雄

南那須町・烏山町合併協議会の調整方針

参考資料

専門部会名 総務 分科会名 消防交通

協議事項	2.2 消防団の取扱い	関連項目	
調整の方針	消防団及び水防団の組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに再編するものとする。		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
消防団の組織	1. 分団数 10分団23部 2. 団員数 条例定数 380名 実団員数 361名 3. 団員構成 団長 1名 副団長 2名 本部部長 4名 分団長 10名 副分団長 10名 部長 23名 班長 80名 団員 231名 実員 第1分団第1部 21名 第2部 13名 第2分団第1部 17名 第2部 11名 第3部 14名 第4部 10名 第3分団第1部 19名 第2部 12名 第3部 14名 第4分団第1部 13名 第2部 9名 第3部 10名 第5分団第1部 17名 第2部 19名 第6分団第1部 20名 第7分団第1部 12名 第2部 15名 第8分団第1部 14名 第2部 19名 第9分団第1部 14名 第2部 14名 第10分団第1部 17名 第2部 29名	1. 分団数 7分団21部 2. 団員数 条例定数 344名 実団員数 328名 3. 団員構成 団長 1名 副団長 2名 本部部長 4名 分団長 7名 副分団長 21名 部長 21名 班長 42名 団員 230名 実員 第1分団第1部 18名 第2部 20名 第3部 19名 第2分団第1部 15名 第2部 13名 第3部 15名 第4部 13名 第3分団第1部 16名 第2部 13名 第3部 17名 第4分団第1部 13名 第2部 12名 第3部 11名 第4部 11名 第5分団第1部 16名 第2部 12名 第3部 13名 第6分団第1部 13名 第2部 15名 第7分団第1部 20名 第2部 19名	消防団の組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに再編するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	南那須町	烏山町	
水防団の組織	<p>水防法第5条、第6条の規定に基づき、水防団を設置する。 水防団員は、消防団員があたり、水防に関しては、水防管理者(町長)の所轄の下に行動する。 水防団の設置、区域及び組織並びに定員、任免、給与及びサービスに関する事項は、南那須町消防団規則、南那須町水防計画による。</p>	<p>水防法第5条、第6条の規定に基づき、水防団を設置する。 水防団員は、消防団員があたり、 水防に関しては、水防管理者(町長)の所轄の下に行動する。 水防団の設置、区域及び組織並びに定員、任免、給与及びサービスに関する事項は、烏山町消防団条例、烏山町水防計画による。</p>	<p>水防団の組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに再編するものとする。</p>

関 係 法 令

消防組織法【抜粋】（昭和22年法律第226号）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を排除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。